

令和6年度

吉 岐 市
部 局 行 動 目 標

令和 6年 5月13日
課 長 等 会 議

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	総務部
部 局 長 名	平 田 英 貴

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 総務課	16 人	9 人	25 人
2 財政課	7 人	0 人	7 人
3 管財課	3 人	3 人	6 人
4 危機管理課	3 人	2 人	5 人
5 SDGs未来課	5 人	0 人	5 人
計	34 人	14 人	48 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>第3次香岐市総合計画並びに第3次香岐市行財政改革大綱・香岐市行財政実施計画、さらに香岐市財政基盤確立計画に沿って、簡素で効率的な行政運営と行政サービスのさらなる向上、市民参加による協働のまちづくりの取組を引き続き推進する。また、SDGsのさらなる推進など将来を見据えた取組を推進する。</p> <p>総務部として、①市民サービスの確保を最重視し、多様化するニーズに対応するための組織づくりを進め、効率的・効果的な業務を行えるよう、DXの推進や職員研修の充実、また、組織・機構の見直しや編成等に努める。</p> <p>②中長期的な視点から、引き続き、計画的な行財政運営の推進と義務的経費及び経常経費の抑制をはじめ、歳入確保と歳出の見直し等、健全な財政運営を目指す。③自然災害さらには原子力防災など、行政の最大の責務である防災・危機管理体制の充実を図る。④SDGs未来構想及び地域の主体的な取組を推進する「まちづくり協議会」に関する施策を着実に推進するとともに、地域脱炭素に向けた取組を推進する。</p> <p>【組織面】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市民から信頼を寄せられる迅速な対応等により引き続き努める。 年間の事業を計画的に実施するとともに、他の部署との連携を十分に図り、遅滞なく業務遂行できる体制づくりに努める。 DXの活用を推進する。

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 行政改革の推進	総務課
② 広報・広聴の推進	
③ 香岐市地域公共交通再編実施計画に基づく施策の実施	
④ 新定員適正化計画に基づく採用の検討と適正な人員配置	
⑤ 各種選挙の適正な実施	
⑥ フェリーみしま安全運航の実施	
⑦ 職場研修による人材育成	
⑧ 持続可能な財政基盤確立に向けた取組の推進	財政課
⑨ 適切な入札・契約事務の実施と業務管理の徹底	
⑩ 入札契約事務の公正性、客観性、透明性の向上	
⑪ 遊休市有地等の売却推進	管財課
⑫ 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画の推進	

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
⑬ 危機管理体制の強化	危機管理課
⑭ 自主防災組織等の育成推進	
⑮ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組	
⑯ 原子力防災訓練の充実及び関係自治体との連携強化	
⑰ 防災情報の新たな伝達手段の導入	
⑱ 空家等対策の推進	
⑲ 各岐市地域防災計画の改訂	
⑳ SDGs（持続可能な開発目標）の推進	SDGs未来課
㉑ 外部専門人材（地域活性化起業人含む）の活用促進	
㉒ まちづくり協議会の推進	
㉓ 地域脱炭素に向けた取組	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	総務部
課・支所名	総務課（選挙管理委員会含む）

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
16 人	9 人	25 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
① 行政改革の推進	<p>行政組織の見直しや各施設の整理合理化、事務事業の見直し、人件費・経常経費の抑制、地方債の繰上償還など行財政改革に取り組んできた。</p> <p>今後、将来を見据えたさらなる行財政改革の必要がある。</p>	<p>・令和2年に策定した第3次沓崎市行財政改革大綱及び沓崎市行財政改革実施計画に加え、補助金等検討委員会の提言に基づき、さらなる行財政改革を図る。</p> <p>また、DX推進の取組として、沓崎市デジタル化推進本部を中心に、行政事務の電子決裁の推進を図り、業務改善及びペーパーレス化を推進する。</p> <p>・現大綱及び実施計画が令和6年度末で終期を迎えることから、6年度中に第4次行財政改革大綱を策定し、その後、実施計画の改定に着手する。</p> <p>【DX推進の数値目標】</p> <p>○行政事務の電子決裁率（総務課） R6 60.0% R5実績 46.0%</p> <p>○例規審査依頼方法の変更及び例規システムの活用 R6 80.0% R5実績 70.4%</p>	
② 広報・広聴の推進	<p>運用開始から約5年が経過していた沓崎市ホームページのリニューアルを令和6年3月に実施した。</p> <p>今後も、市民をはじめとするホームページ利用者の増加やスマートフォン等の普及による閲覧環境は変化に応じ、求められるニーズや時代に則した対応を図り、効果的な情報発信に取り組む必要がある。</p> <p>また、市ホームページをはじめ沓崎市公式LINE、Instagram、YouTube、Facebook、Twitterなど、各種SNSの活用等により幅広い情報発信に努めているが、問題点・課題等を整理し、効果的・効率的な情報発信に努める必要がある。</p>	<p>・ホームページにおいて、行政情報や各種事業及び取組等の情報発信強化をはじめ、更なる交流人口の拡大及びユーザーの利便性向上を目指した運用を行う。</p> <p>・沓崎市広報等検討会を定期的を実施し、今後の広報、情報発信のあり方について検討・協議を進める。</p> <p>・各種SNS媒体の方針を定め、運用を行う。</p> <p>【数値目標】</p> <p>ホームページアクセス数 55,000件 (R5実績 51,000件)</p> <p>Instagramフォロワー数 3,500件 (R5実績 3,254件)</p> <p>Facebookフォロワー数 1,000件 (R5実績 987件)</p> <p>YouTubeフォロワー数 150件 (R5実績 131件)</p> <p>・市ホームページのバナー広告及び市広報紙広告について、新規掲載への取組を進める。</p> <p>【数値目標】</p> <p>ホームページバナー広告 5社/年 (R5実績 2社/年)</p> <p>広報紙有料広告 10件/年 (R5実績 6件/年)</p>	
③ 沓崎市地域公共交通再編実施計画に基づく施策の実施	<p>市内公共交通の利用者は、人口減少の影響もあり年々減少傾向にあり、公共交通事業者も維持存続させるために苦慮している状況にある。沓崎市地域公共交通再編実施計画に基づく施策を実施できるよう協議を進め、交通不便地域を中心に、地域住民の足を確保する必要がある。</p>	<p>・令和3年から運行を開始している初山地区及び令和5年度に運行が開始された箱崎地区において、それぞれのまちづくり協議会による運行を実施し、地域住民の交通利便性の向上を図る。</p> <p>R6初山地区 乗車人数 R6目標：2,200人 R5実績：2,143人</p> <p>●箱崎地区 乗車人数 R6目標：1,200人 R5実績：866人（R5.6.8運行開始）</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
④ 新定員適正化計画に基づく採用の検討と適正な人員配置	<p>各岐市において、人口減少が進行する中で、必要な行政サービスを維持し、持続可能な行政運営を行っていくためには、人件費の抑制は避けられない状況にある。</p> <p>平成31年1月に策定した各岐市行政改革「第4次」定員適正化計画(平成30年度～令和9年度)に基づき、定員の適正化を図りつつ、令和4～6年度を重点期間とし、早期の定員適正化を図る必要がある。</p>	<p>・将来的に持続可能な行財政運営を確立するため、職員の年齢構成にひずみが生じぬよう、採用者数の平準化を図りながら、職員数の削減を図る。</p> <p>職員数 R6.4.1時点 402人 目標数 R7.4.1時点 400人 (※第4次定員適正化計画のR7.4.1の計画数は406人)</p> <p>・人事評価による目標設定、フィードバックを適正に実施し、個人のスキルや能力・実績を把握する。</p> <p>・また職員調書等の作成により職員が有する免許・資格及び勤務実績を把握し、適材適所の人員配置に繋げる。</p>	
⑤ 各種選挙の適正な実施	<p>令和6年4月14日に各岐市長選挙及び各岐市議会議員補欠選挙、同月28日に衆議院小選挙区選出議員補欠選挙の執行が予定されており、選挙にかかる事務を短期間の間に迅速かつ正確に実施する必要がある。</p> <p>○各岐市長選挙及び各岐市議会議員補欠選挙 ○衆議院小選挙区選出議員補欠選挙</p>	<p>・令和6年4月14日執行の各岐市長選挙及び各岐市議会議員補欠選挙、同月28日執行の衆議院小選挙区選出議員補欠選挙において、適正かつ確実な執行を図る。また、感染対策等を講じた上で、投票率の向上に取り組む。</p> <p>・市広報紙掲載 ・ケーブルテレビ ・新たに選挙人となった方への啓発等</p>	
⑥ フェリーみしま安全運航の実施	<p>現在のフェリーみしまは、平成14年度に建造し、平成15年4月から就航で既に約20年が経過している。令和2年度に長崎県離島航路対策協議会「大島～郷ノ浦航路」分科会を立ち上げ、航路改善計画等について検討協議を進めた結果、今後の新船の建造計画については、可能な限り現行船舶の長寿命化を図ることを基本としつつ、多額の修繕費が発生する定期検査のタイミングを踏まえ、総合的に判断する必要がある。</p>	<p>・定期検査や合入渠による点検・整備、また船員による日々のメンテナンスを徹底し、船舶の長寿命化を図る。</p> <p>内部監査や安全マネジメント評価を通じて、安全管理体制の構築・改善に向けた取組を図る。</p> <p>事故や自然災害発生等を想定した救難訓練を実施し、緊急時における救難活動の習得錬磨及び関係機関相互の連携強化を図る。</p> <p>・利用者、乗組員の事故ゼロ ・救難訓練実施(令和6年10月頃) ・航路事業対策協議会を開催し、利用者等の意見を聴取する。</p>	
⑦ 職場研修による人材育成	<p>少子高齢化や高度情報化社会の到来などにより、行政ニーズが多様化している。</p> <p>新たな行政課題に対応するため職員のスキルアップを常に図る必要がある。</p>	<p>・多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟かつ積極的に取り組み、高い倫理観を保持した市民に信頼される職員を育成するため、①OJT(職場内研修)、②Off-JT(職場外研修)③自己啓発の3つの取り組みを効果的に進める。</p> <p>・特に、今年度はハラスメントやDXなど時代のニーズに沿った研修を重点的に実践する。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	総務部
課・支所名	財政課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
7 人	0 人	7 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑧ 持続可能な財政基盤確立に向けた取組の推進	<p>少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費の増加などの行政課題に加え、コロナ禍を脱し経済が正常化していく中で、国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー・食料価格の高騰などに対する市民生活・経済対策なども進めていかなければならない状況にあり、自主財源に乏しく収入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存している本市においては、今後も厳しい財政運営が見込まれている。</p> <p>このような状況の下、令和3年12月に策定した香岐市財政基盤確立計画のこれまでの効果・検証を行うとともに、引き続き持続可能な財政基盤の確立に向けた取組を進めることとしている。</p> <p>R4普通会計決算状況 ・ 積立金現在高 10,011,557千円 ・ 地方債現在高 25,143,600千円</p>	<p>限られた財源の中で、社会経済情勢の変化に対応しつつ、計画的、安定的な財政運営を行うため、香岐市財政基盤確立計画における基本方針を引き継ぎ『基金の積立てと取崩しが均衡した、財源不足を基金に頼らない財政運営』の実現に向けた財政健全化の取組を進め、基金残高の確保、地方債残高の抑制に努める。</p> <p>①予算規模の適正化 ・ 既存の事務事業の見直し、新規・拡充事業の適正化により、健全な財政運営に努めるとともに効果的・効率的な予算編成の仕組みづくりを進める。</p> <p>②基金残高の確保 ・ 国の地方財政対策等の変動や災害など不測の事態や将来における事業に柔軟に対応できる基金残高の確保に努め、安定した財政運営を行う。</p> <p>③公債費の適正化 ・ 地方債残高の縮減に向けて、地方債償還額と借入額のバランスを図り、必要に応じて繰上償還を行うなど公債費の平準化を図る。</p> <p>このほか補助金等検討委員会の提言、公共施設個別施設計画に基づく公共施設の適正配置の推進及び振興実施計画における普通建設事業の年次的整備など、各種計画等に基づく全庁的な取組を進めていく。</p>	
⑨ 適正な入札・契約事務の実施と業務管理の徹底	<p>本年4月に入札契約制度の一部改正を行ったが、その運用について徹底を図り、適正な入札・契約事務を進めるとともに早期発注の推進については、理由なく執行が遅れることのないよう発注担当部署に対し、適切な事務執行を周知徹底する必要がある。</p>	<p>・ 昨年度は管理職を中心とした入札契約にかかる研修を実施し、組織内の管理体制強化及び職員の業務能力向上を図ったが、今年度は入庁3年以内の職員を対象に入札契約事務にかかる職員研修を実施し、適正な入札契約事務の浸透を図る。</p> <p>・ 早期発注の推進、業務管理・現場管理等の徹底を周知するとともに、発注・施工時期の平準化に努める。</p>	
⑩ 入札契約事務の公正性、客観性、透明性の向上	<p>令和3年度より入札監視委員会を設置し、入札契約事務について第三者機関による調査・検討を行い、入札・契約業務の公正性、客観性、透明性の向上を図っている。</p>	<p>・ 入札監視委員会において入札契約制度の運用状況等について検証を行うとともに、必要に応じて制度・運用の見直しを行うことにより、透明性の確保、競争性の向上、不正行為の排除、適正な施工の確保を推進する。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	総務部
課・支所名	管財課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	3 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑪ 遊休市有地等の売却推進	<p>【現状】 遊休市有地の管理等が負担となっている状況である。</p> <p>【課題】 活用見込みがない市有地の売却により財源確保につなげ、維持管理費の削減を図る必要がある。</p>	<p>・遊休地等の洗い出しを行い、ホームページの公表内容の更新を随時行う。</p> <p>また、公募売却の公告を行い、遊休地の払下を推進するほか、賃貸や企業誘致等の有効活用についても所管部署を通じ情報提供等を行う。</p>	
⑫ 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画の推進	<p>【現状】 公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画の管理方針に基づいた取組を推進している。</p> <p>【課題】 計画の着実に実行し、将来的な公共施設の保有総量の適正化により、財政負担の軽減を図る必要がある。</p>	<p>・公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づいた進捗状況を各担当部署に照会し、公共施設マネジメントの観点から評価を行い、計画方針の達成に向けた取組を推進する。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	総務部
課・支所名	危機管理課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	2 人	5 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑬ 危機管理体制の強化	<p>自然災害の激甚化・多発化等、今までの常識を超える事象に対応するため、体制を整える必要がある。</p> <p>また、新規採用職員等若手職員は、災害に対する知識、経験が少ないため、避難所開設手順や運営方法に不安がある。</p>	<p>自然災害等それぞれの事象に対応できるように、緊急時体制、行動計画等の整備を図るとともに、情報の周知、訓練の実施等により、危機管理体制の強化を図る。</p> <p>【目標①】避難所開設・運営訓練 ：各支所1回(6月頃) 【目標②】災害時対応の講習会 ：若手職員を対象(7月頃)</p>	
⑭ 自主防災組織等の育成推進	<p>自主防災組織の組織率は約95%に達しているが、防災・減災対策に有効な防災訓練等の活動が必要である。しかしながら、公民館単位の自主防災組織は、高齢化等でマンパワーが不足しており、十分な活動ができていない状況である。</p>	<p>まちづくり協議会単位の自主防災組織の設立を呼びかけるとともに、自主的な避難訓練の実施等、「共助」の取組を推進するため、出前講座等を開催する。</p> <p>【目標①】まちづくり協議会単位の自主防災組織の設立：2地区 【目標②】避難訓練：5地区 【目標③】出前講座：5地区</p>	
⑮ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組	<p>高齢者等の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「個別避難計画」の策定が市町村の努力義務とされており、策定に向けて取組を進める必要がある。</p>	<p>市民福祉課、保険課及び吉岐保健所と協議のうえ、個別避難計画作成委託業務に関する仕様書を作成し、社会福祉協議会等の事業者による業務委託を行い、計画策定を進める。</p> <p>社会福祉協議会等と情報を共有し、真に必要な避難行動要支援者を把握する。</p> <p>【目標①】仕様書の作成(9月頃) 【目標②】計画策定(業務委託)(10月頃)</p>	
⑯ 原子力防災訓練の充実及び関係自治体との連携強化	<p>市民の安全安心を確保するため、より現実的で実効性のある訓練の実施と避難先の確保が求められており、関係自治体との連絡体制を確立しておく必要がある。</p>	<p>過去の訓練の経験や反省点を活かし、まちづくり協議会等の訓練参加者が実際の災害を想定できる訓練内容とするとともに、職員向けの原子力防災研修を開催し、必要な基礎知識を身に付けさせる。</p> <p>また、避難者受入れ5市町との広域避難に係る協定を早期に締結できるよう長崎県に要請する。</p> <p>【目標①】長崎県原子力防災訓練の実施：R6.11.30(予定) 【目標②】原子力基礎研修(9月頃)</p>	
⑰ 防災情報の新たな伝達手段の導入	<p>現在の告知放送システムは2026(R8)3月までの使用期限(保守業務終了)であるため、より効果的で、コストを抑えた新たな伝達手段を検討し、整備する必要がある。</p> <p>・戸別受信機設置数：約12,700台 ・屋外拡声局：208基</p>	<p>社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業)を活用し、告知放送システムの更新及び個別受信機の購入・交換を行う。</p> <p>【目標①】事業着手(7~8月頃) 【目標②】事業完了(R7.3月頃)</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑱ 空家等対策の推進	<p>人口減少に伴い空家が増加し、住民の安全・安心な生活に悪影響を及ぼしている。</p> <p>平成30年に策定した「沓崎市空家等対策計画」に基づくこれまでの取組を検証し、新たな計画を策定する必要がある。</p>	<p>危険家屋(特定空家)の所有者等に、適正管理に係る指導・助言を行うとともに、新たな「沓崎市空家等対策計画」を策定するため、空き家対策総合支援事業を活用し、空き家等実態調査の実施に向けて検討を進める。</p> <p>【目標①】空き家対策総合支援事業(概算要望調査)の申請(6月頃) ※(今後の見込み)R7空き家等実態調査、R8空家等対策計画の策定</p>	
⑲ 沓崎市地域防災計画の改訂	<p>沓崎市地域防災計画について、これまで更新作業を進めてきているが、長崎県地域防災計画の改正時期が毎年6月であったものが令和5年度から2月に変更となったこと等により、令和5年度に更新された長崎県の地域防災計画の内容も踏まえながら、計画を更新する必要がある。</p>	<p>沓崎市地域防災計画の改訂案を作成し、関係機関等で構成される沓崎市防災会議での調整を経て、沓崎市議会基本条例第13条に基づき、議会での議決をもって改訂する。</p> <p>【目標①】沓崎市防災会議の開催 【目標②】パブリックコメントの実施 【目標③】議案提出(今年度中)</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	総務部
課・支所名	SDGs未来課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
5 人	0 人	5 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑩ SDGs(持続可能な開発目標)の推進	SDGsについては、市民等が豊かで自分らしい暮らしを実現できる持続可能な社会の実現を目指して、積極的に推進しているが、人口減少・超高齢化が進行し、急激に社会情勢が変化する中で、未来に向けた希望を抱きにくい状況になっている。 市では、これまで築いてきた「対話型のまちづくり」をさらに強化していくことで、社会の変化に適応しながら、住み続けたい地域を自らの手で創造していく市民の挑戦をサポートする共創の仕組みを確立し、市民一人ひとりが抱える「個人の課題」の延長としての「社会の課題」を設定し、誰もがまちづくりに参加できる仕組みを構築する。	第3期香岐市SDGs未来都市計画に基づき、持続可能な地域社会の実現に向けた施策を展開する。 (1)スマート農業の推進(施肥技術開発等による資材高騰対策) (2)医療DX(遠隔医療等) (3)地域交通DX(地域交通最適化のための分析) (4)共創ポイント制度の設計・SDGsアライアンス企業認定の推進 (5)高校イノベーションプログラム・起業体験プログラム (6)香岐版ESDプログラム(住み続けたいまちづくり運動) (7)香岐なみらい創りプロジェクト(市民対話会等) (8)対話会等アイデア実証支援補助 (9)LIPフェス(東川町モデルイベント)開催 (10)SDGs広報の展開	
⑪ 外部専門人材(地域活性化起業者含む)の活用促進	慶應義塾大学SFC研究所及び株式会社リクルートとの連携協定に基づき、「香岐なみらい研究所」における人材育成と地域創生プロジェクトの開発実装を通して、共創社会の実現を目指す。また、人口減少・超高齢化社会の問題である生産年齢人口(地域の担い手となる若い世代)の減少に対応するため、「エンゲージメント(地域への愛着や主体的な貢献欲求)」に着目し、居住地に関わらず、本市のみらい創りに対して主体的に活動する人を増加させることで、担い手を確保し、持続可能な地域社会を構築する。 加えて、市と日本郵便株式会社の包括連携協定及び3月1日に締結したエンゲージメントパートナー協定に基づき、日本郵便株式会社と慶應義塾大学SFC研究所が連携して取り組む「日本郵便社会イノベーション推進室」のプロジェクトメンバーである社員1名を、地域活性化起業者として受け入れる。 同プロジェクトは、現場での実践的な研究活動を通じ、社会課題の解決を実現できる人材を育成する新たな仕組みであり、本市での研究活動が、本市と日本郵便が目指す地方創生の同時実現に寄与することが期待される。	・慶應義塾大学SFC研究所との連携による「香岐なみらい研究所」において、研究員の人材育成と既存施策の先を開発する地域創生プロジェクトの実装により、地域内外の様々なステークホルダーとの共創による地域課題の解決を実現する。 ・まちづくりに関わるステークホルダーのエンゲージメント(市民等の地域への愛着、まちづくり活動への関心)を測定し、各政策の最適化・効果の最大化を図るため、分析結果に基づいた政策アドバイスと新たな仕組みの開発を行う。 ・地域活性化起業者については、慶應義塾大学SFC研究所の研究員として、市民対話会、SDGs教育事業、まちづくり協議会等の事業に従事しながら、地域課題解決に資するオープンイノベーションの仕組みづくりの研究を行う。	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑳ まちづくり協議会の推進	<p>地域が抱える課題への対応や市民が主体となったまちづくりの実現に向けて進めているまちづくり協議会について、令和5年10月1日に芦辺地区まちづくり協議会が新たに設立され、これにより、全18校区中15地域で設立されている。</p> <p>引き続き、市民が主体となる協働のまちづくり実現のため、SDGs未来課及び地域担当職員を中心に、未設置地域でのまちづくり協議会設立に向けた、より一層の取組を進めるとともに、既に設置されている地域での活性化のための課題等の把握に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未設置地域のうち、幹事会が設立されている2地域(盈科小学校区、石田小学校区)については、まち協の早期設立に向けて、地域担当職員と連携して支援を行う。 ・未設置地域のうち準備組織の設立の目途も立っていない地域(柳田小学校区)については、地域での説明会等を地域担当職員と連携して行い、準備組織設立を目指す。 ・既に設置されているまち協については、各地域の取組みや地域住民の関わり等がより一層活性化するように、地域ごとの課題把握に努め、地域担当職員と連携して集落支援員のサポート等を行うとともに、適正な組織運営を図るため、地域担当職員による監査等を継続して実施する。 	
㉑ 地域脱炭素に向けた取組	<p>本市においても、重要な産業である漁業での漁獲量の著しい減少や、豪雨・大型台風等による災害の頻発など気候変動の影響は深刻な状況であり、市として気候変動の原因であるCO₂等の温室効果ガスの排出抑制に有効な再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいる。</p> <p>RE水素システムについては、令和5年度に改良等を行い、実証実験を継続している。</p> <p>洋上風力発電の導入可能性の検討については、「導入可能性エリア」の国への情報提供が県の判断で見送られたため、県の指摘を踏まえ、見直しを検討中である。</p> <p>公共施設への再生可能エネルギー導入に関しては、3施設にPPA方式による太陽光発電設備等の導入を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・RE水素システム実証試験については、現行システムの実証成果に基づいて、医療・福祉分野への応用展開を図るため、長崎県壱岐病院へのRE水素システムの導入に向けた、現地調査並びにシステム基本設計等を実施する。 ・洋上風力発電導入可能性検討に関しては、「導入可能性エリア」の見直し等を検討するとともに、事業者による壱岐市海域での小型洋上風力発電実証試験の実現に向けて、必要な支援を行う。 ・公共施設へのPPA方式での太陽光発電設備等導入に関しては、年内に設備導入を完了し、年度内の供用開始を目指す。また、事業者と適切な電力購入契約を締結する。 	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	企画振興部
部 局 長 名	塚 本 和 広

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 政策企画課	7 人	0 人	7 人
2 情報管理課	4 人	2 人	6 人
3 観光課	11 人	3 人	14 人
4 商工振興課	7 人	1 人	8 人
計	29 人	6 人	35 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3次総合計画の目標達成のため、各部署間の総合調整を図り、横断的な取組を促進する。 ・ DXの推進についてマイナンバーカードの活用を充実させるとともに、その他のデジタル化に向けた取組も各部署と連携し積極的に推進する。 ・ 有人国境離島法を活用した、起業・事業拡大を積極的に推進し、雇用の場の確保を図り、農水産業・観光・商工業の振興及び東京事務所と連携した企業誘致の取組により、人口減少の克服と魅力ある地域づくりを目指す。 <p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係部署と連携し、政策の企画立案・達成を支援する組織を目指す。 ・ デジタル化の推進にあたっては、組織の横断的な連携が必要不可欠であるため、各部署と十分な意思疎通を図り対応する。 ・ 新たな行政課題へ迅速・的確に対応するため、民間活力（企業との連携を含む。）を活用できる組織を目指す。 ・ 引き続き部内の連携を図り部内の活性化を目指すとともに、職員の自発性を尊重し、職員の意欲向上を目指す。

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 第3次香岐市総合計画等の進捗管理事業評価等	政策企画課
② 第4次香岐市総合計画（R7～11）の策定について	
③ 移住定住及び空き家対策	
④ 婚活事業について	
⑤ 離島振興法及び特定有人国境離島法の施策の推進	
⑥ 協働によるまちづくりの推進	
⑦ 基幹統計の適正な実施	

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
⑧ 自治体情報システムの標準化・共通化	情報管理課
⑨ 自治体情報化の推進	
⑩ 情報セキュリティポリシーの徹底	
⑪ ケーブルテレビ施設の事業継続計画	
⑫ 観光振興計画の目標達成	観光課
⑬ 名古屋市東京事務所のセールス活動強化	
⑭ スポーツイベントの開催	
⑮ 教育旅行・スポーツ合宿等による誘致促進	
⑯ 産業支援策の推進	商工振興課
⑰ 企業誘致の推進	
⑱ 地場製品の消費拡大	
⑲ 就職支援による定住人口の拡大	
⑳ 消費者行政の推進	
㉑ ふるさと納税の推進	
㉒ 企業版ふるさと納税の推進	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	企画振興部
課・支所名	政策企画課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
7 人	0 人	7 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
① 第3次沓崎市総合計画等の進捗管理事業評価等	第3次沓崎市総合計画(R2~6)の進行管理を行うため、令和6年度(最終年度)の政策評価(事後評価)を実施し、成果指標の実績分析し、第4次沓崎市総合計画の策定に反映させる。 第3次沓崎市総合計画に含ました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進及び成果指標の実績分析を行う。	・1次評価(部・課内)5月→2次評価(推進本部)6月→市長報告・協議6月→外部評価7月→市長結果報告8月→結果公表9月→予算への反映 ・創生交付金事業の効果検証及び総合戦略KPI達成状況取り纏め(6月)、まち・ひと・しごと創生会議による外部評価(7月)→市議会(9月)に報告	
② 第4次沓崎市総合計画(R7~11)の策定について	少子高齢化や人口減少、経済の低迷等により本市を取り巻く環境は依然として厳しい状況下であるが、本市の目指す将来像を掲げるとともに、その実現に向けた施策を定める。	・第4次総合計画の策定にあたっては、市民との対話を通じて幅広く意見を求めるとともに、各種アンケート結果に基づき、市職員や沓崎なみらい研究所研究員等の主体的な参画により全庁的な体制で計画策定に取り組む。 ・審議会の適宜開催(5月・7月・8月) ・審議会コアメンバー及び若手職員プロジェクトチームとの意見交換会(3回) ・計画骨子案作成(5月)→総合計画素案作成(7月)→審議会及びコアメンバー等との意見交換会適宜開催(8月)→パブリックコメント実施(9月)→市議会上程(12月)	
③ 移住定住及び空き家対策	移住者を受け入れる地域間競争が激しさを増す中、移住希望者や潜在的移住希望者に対して効果的な情報発信が必要である。 本市においても移住希望者・移住者は増加傾向にある中、「住まい」・「しごと」・「暮らし」のきめ細やかな対応を庁内各部局との横断的な連携により取組を進めていく。 (令和5年度移住者 59世帯 93人)	・移住検討者への適切な情報提供及び相談対応並びに移住者の定住・定着に向けた支援を行う。 ・定住促進WEBサイト「いきしまぐらし」及び沓崎市公式ライン(移住・定住向け情報)を活用し、地域おこし協力隊と連携した魅力あふれる情報発信を行う。 ・東京事務所等と連携し、市単独の移住相談会等を開催するとともに、将来の移住者となりうる関係人口の増加を図る(2回開催)。 ・「イエマチ」(勝本浦)を拠点として、毎週土曜日に地域おこし協力隊員が駐在し空き家活用や移住相談等に取り組んでいく。 ・「沓崎市定住促進奨学資金償還補助金」のさらなる周知を行い、若年層の定住促進と人材確保に繋げていく(100千円×60件)。 ◎R6年度移住者数 目標 120人	
④ 婚活事業について	本市の令和5年の婚姻届受理件数は45件(対前年△30件)となっており、低い状況が続いている。また、令和5年中の出生数は112人(対前年5人増)であった。引き続き、長崎県及びいきい子ども未来課との連携を強化しながら、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取り組みとして、結婚を望む独身男女の婚活を応援するとともに地域全体で結婚応援の気運を高める取り組みを重点的に実施する。	・婚姻を仲立ちした者に対し成婚奨励金を交付することにより、市民全体で結婚に対する機運醸成を図る。 ・委託事業として、沓崎市商工会女性部が実施する結婚個別無料相談会等の婚活支援活動を行う。 ・「沓崎市ふれあい交流事業」の制度のさらなる周知を行うとともに、市内の団体や事業者等が行う男女交流事業に対し補助を行う(300千円×7団体)。 ・長崎県婚活サポートセンターが運営する「お見合いシステム」及び「ウイズコンナガサキ」の活用を行う。	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑤ 離島振興法及び特定有人国境離島法の施策の推進	離島振興法を踏まえ、香岐市の自立的発展を促進するとともに、市民の生活の安定や福祉の向上を目指す。また、有人国境離島法における香岐地域の社会維持のための4本柱である「航路・航空路運賃の低廉化」「輸送コストの低廉化」「滞在型観光の促進」「雇用機会の拡充」の施策の総合窓口として事業の推進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島活性化交付金及び有人国境離島法社会維持交付金等に関して関係各課と連携を図り、効果的な事業の展開に繋げる。 ・ 香岐市国境離島新法協議会総会を開催(7月)するとともに、2027年(令和9年)3月31日に期限を迎える有人国境離島法の期限延長に向けて、長崎県及び民間会議等と連携を図りながら要望活動等に取り組んでいく。 	
⑥ 協働によるまちづくりの推進	令和5年度に見直し・検証作業を行った「香岐市自治基本条例」に基づき、市民が主体となった協働のまちづくりを推進するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。また、住みよいまちづくりを進めていくためには、あらゆる人材がまちづくりに参画していくことが必要であり、第2次香岐市男女共同参画基本計画に基づき、地域活動における男女共同参画のさらなる促進に向けた意識啓発活動に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 香岐市自治基本条例の見直し・検証作業に伴う「最終提言書」に基づき、本条例の具現化に向けて「香岐市市民参画推進条例(仮称)」の策定に着手する。 ・ 出前講座の充実 ・ 第2次男女共同参画基本計画の施策の推進及び進捗管理を図る。 ・ 懇話会と推進本部の意見交換会を実施する。 ・ 研修会やリ-ダ-育成事業を実施する。 	
⑦ 基幹統計の適正な実施	基幹統計調査である全国家計構造調査及び農林業センサスの実施年となっているため、適正な調査に努める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年全国家計構造調査 調査期間：R6年10月～11月 調査員(8名)、指導員(5名)予定 ・ 農林業センサス 基準日：R7年2月1日現在 調査員(165名)、指導員(6名)予定 	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	企画振興部
課・支所名	情報管理課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
4 人	2 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑧ 自治体情報システムの標準化・共通化	<p>国が令和7年度までと定める自治体情報システムの標準化や、それ以降に計画されているガバメントクラウドについては、基幹系システムを運用している鹿児島県市町村情報センターが調査・分析を進め、次期パッケージ開発を行っている。</p> <p>また現在使用中のサブシステムで標準化対応しないものについても代替システムを準備し、今年度から標準化対策を取る必要がある。</p> <p>更に今年度更新予定の情報系システムのうち、庶務事務、文書管理、人事給与システムを更新し、財務会計システムについては共同電算事業に参加する事で財政負担の低減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県市町村情報センター、及び共同電算システム事業に参加している他29市町村と連携を図りながら、国の進める自治体情報システム標準化の対応を行う。またガバメントクラウドに関しては、高額になる可能性がある通信費について検証を重ね、データセンター方式も含め各担当課とも連絡調整を図りながら検証を進めていく。 ・標準化対応しないシステムについて、今年度からシステム改修及びデータ移行について作業を開始する。 ・共同電算事業に加入するシステムについては、移行に向けた影響調査やデータクレンジング、また職員研修等についても随時行っていく。 	
⑨ 自治体情報化の推進	<p>自治体業務においては、これまで庁舎内のペーパーレス化やデジタル化を主体とした業務の効率化を主に行ってきたが、国の進める自治体DX推進計画では更にデジタル技術を使い、住民の生活をよりよくする事が目的とされている。</p> <p>今後はマイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化や電子申請の拡充、自治体事務におけるAI-OCR・RPAの導入による効率化など、住民の利便性向上に向けた取組が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有償化したSlackにより無制限での閲覧が可能となり、業務における情報の蓄積が進んでいる。 また、特定のチャンネルへのゲスト参加機能も利用促進している事で、業務の効率化やスピード感が増加している。 今後も職員間の迅速な情報共有や、業務の更なる効率化を図る。 ・マイナンバーカードを用いて行う事が想定される業務（住所変更・手当申請・介護関係申請等）について、オンライン手続きに向けた業務支援を行う。 ・「来させない・待たせない・書かせない」を実現するスマート申請システムについて、Logoフォームを活用した電子申請メニューを活用しながら、利用促進を図る。 ・今年度から本格稼働する電子申請/自動入力システム AI-OCR・RPAについて、各課における導入支援を実施し、窓口業務の効率化と住民サービスの向上を図る。 	
⑩ 情報セキュリティポリシーの徹底	<p>自治体にとって情報漏洩は深刻な問題であり、市民生活にも甚大な影響を及ぼすものである。</p> <p>令和5年に改定した「奄岐市情報セキュリティポリシー」を基本とするポリシーの継続遵守が重要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリシー改定時の外部監査により、奄岐市行政における情報漏洩の危険性を指摘された部分があるが、職員個人の業務内での行動や意識改革により大部分を防ぐ事が可能となる。 情報管理課ではセキュリティ研修を受講し、重大インシデント時の対応力を強化する。またそれらの情報を共有、更に関連するe-ラーニングを紹介する事で、全職員の情報セキュリティに関するリテラシーを向上し、併せて情報セキュリティポリシーの周知・徹底を図る。 	
⑪ ケーブルテレビ施設の事業継続計画	<p>奄岐市ケーブルテレビ施設は、奄岐市民の情報インフラ(防災放送、テレビ、インターネット、IP電話)として重要な施設であり、内容の充実と安定的なサービスの継続に努めているが、今後のサービスの高度化や機器の更新には、民間事業者の活用を含めた検討をしていく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・情報インフラを今後も高次元で継続するには、各分野における民間サービスを利用する事も選択肢のひとつである。R5年に作成した「奄岐市情報通信基盤施設 事業継続計画」に基づき、今年度から指定管理者及び通信事業者等と協議を行い、更に他自治体の動向や管理体制も含め、多角的な情報を収集し、将来にわたる安定的なサービス手法を調査・検討していく。 	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	企画振興部
課・支所名	観光課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
11 人	3 人	14 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑫ 観光振興計画の目標達成	<p>観光振興は、人口減少が進む中、地域経済の成長戦略の最大の手法であるが、新型コロナウイルス感染症拡大及び物価高騰の影響により本市観光業・経済にも甚大な影響を及ぼした。ゆるやかな回復の兆しを見せているが、未だ完全な回復には至っていない。このことを受け策定した『第4期沓崎市観光振興計画』に基づき、令和4年度から3年間でコロナ禍前の観光客実数まで回復させ、地域経済回復を図る必要がある。</p> <p>(R5実績) ・観光客実数：31,000人増 (R6.1月まで乗降客数対前年比)</p>	<p>「第4期沓崎市観光計画」に掲げる基本方針・施策に基づき、有人国境離島法の柱である滞在型観光促進事業等の積極的な活用など、コロナ禍後の観光ニーズやデジタル化などの確に捉え、3年間で計画的に施策を実施することで、主目標である観光客実数をコロナ禍前の水準に回復することを目指す。</p> <p>・首都圏をはじめとする国内旅行誘致に加え、台湾をはじめとするインバウンドについても注力し、観光客実数の増加を目指す。</p> <p>・JR西日本が展開する福岡・大分デスティネーションキャンペーンにおいて、本市も重点送客地域と位置付けられており、関西・中国方面等より多くの観光客が見込まれるため、積極的な誘客支援、情報発信を図る。</p> <p>・次期(5期 R7~9)沓崎市観光計画策定 第4期計画の検証、市民・観光事業者アンケート等による現状把握のうえ、沓崎市東京事務所およびSDGs活用による誘客促進、またコロナ禍を教訓とした疾病等への対策及び観光需要の早期回復を盛り込む。</p> <p>(R6目標) ・観光客実数：33,000人増 (R4~6(3年間)：100,000人増)</p>	
⑬ 沓崎市東京事務所のセールス活動強化	<p>開設から4年間の東京事務所セールス活動の成果により、首都圏着旅行商品の造成・送客は年々増加し、また企業版を含めたふるさと納税などの効果も徐々に始めている。今後も、更なる本市の知名度向上並びに誘客促進、物産振興等を図る必要がある。</p> <p>(R5実績) ・観光消費額：160,150千円 ・物産販売額：9,200千円 ・ふるさと納税寄附額：24,900千円 ・パートナー企業数：25社</p>	<p>東京事務所を拠点としたセールス活動を強化し、目的によっては関係機関等と連携した合同セールス活動を実施して、以下の目標達成に向けた効果的で、有効なセールス活動を展開する。また、情報発信による首都圏での本市知名度向上のため、メディアとの関係性構築及びメディア誘致を図る。</p> <p>(R6目標) ・観光消費額：180,000千円 ・物産販売額：10,000千円 ・ふるさと納税寄附額：20,000千円</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑭ スポーツイベントの開催	<p>本市で開催するスポーツイベント(ツール・ド・香岐島、香岐ウルトラマラソン、香岐の島新春マラソン大会)については、島外参加者が大半を占めるため経済効果が高く、また、本市の認知度・イメージ向上に加え、スポーツ合宿誘致等にも好影響を及ぼすことが期待できる。</p> <p>昨年度より新型コロナウイルス感染症の第5類への移行に伴い、ようやく規制のない大会運営をすることができ、島外からの参加者が戻りつつある。香岐ウルトラマラソン大会はコロナ禍前を上回る参加者があったが、ツール・ド・香岐島、新春マラソン大会については6~7割程度の回復であった。</p> <p>(R5実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツール・ド・香岐島 申込者：410名 ・香岐ウルトラマラソン 申込者：746名 ・香岐の島新春マラソン大会 申込者：1350名 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との緊密な協議・連携を図り参加者増及び大会を通じて本市のイメージアップにつながる情報発信を実施する。 また、ふるさと納税を活用した参加者募集についてもPRを強化する。 <p>(R6目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ツール・ド・香岐島 開催日：令和6年6月9日(日) 申込者：500名 ・香岐ウルトラマラソン 開催日：令和6年10月19日(土) 申込者：1000名 (100km600名・50km400名) ・香岐の島新春マラソン大会 開催日：令和7年1月12日(日) 申込者：1500名 (+ファミリー500名) 	
⑮ 教育旅行・スポーツ合宿等による誘致促進	<p>本市は自然・文化・体験等、教育旅行に適したポテンシャルを有し、コロナ禍では県内学校が県内を候補先とした中、旅行先が本市に集中し増加したが、新型コロナ感染症が沈静化し、従来どおり県外を旅行先としたことにより減少した。</p> <p>スポーツ大会は活動が活発化し、コロナ禍前より大幅に増加、スポーツ合宿についてはコロナ禍前の水準まで回復した。</p> <p>実業団等の合宿については、過去に合宿をされたチームの関係者から他チームを紹介いただき営業を行った結果、微増となった。</p> <p>(R5実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行 実績：18校 ・スポーツ合宿 実績：3,404人 ・スポーツ大会 実績：18大会 ・実業団合宿 実績：6団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育旅行については受入団体を中心とした魅力的なSDGsプログラムや体験プログラムの開発を促し、また関西方面を中心に営業に努め誘客につなげる。 ・スポーツ合宿・大会に係る助成金制度の情報発信を行い誘致を図る。また実業団等合宿誘致に向け香岐市東京事務所および香岐市観光連盟、県スポーツコミッションと密な連携を図り、効果的な情報発信・誘致セールスを実施する。 <p>・教育旅行 目標：25校 ・スポーツ合宿 目標：4,000人 ・スポーツ大会 目標：20大会 ・実業団合宿 目標：8団体</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	企画振興部
課・支所名	商工振興課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
7 人	1 人	8 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑯ 産業支援策の推進	地域経済活性化に産業振興は欠かせないものであり、雇用の場の創出及び離島の不利性解消支援による企業の持続的発展と地域経済の活性化及び人口減少対策を図る必要がある。	○有人国境離島法の4本柱のひとつである「雇用機会拡充事業」の積極的活用による雇用機会の増大を図るほか既実施事業者の状況に応じた定期訪問など積極的なサポートを行う。 また、戦略産品の移出及び原材料等の移入に係る輸送費支援を行うことで、地場産業の活性化を図る。 ・新規提案 40事業者 ・輸送支援 15事業者	
⑰ 企業誘致の推進	雇用機会の増大と地域経済活性化に企業誘致は必要であり、本市の強みである高速通信インフラを活かした情報通信関連企業の誘致のみならず、様々な業種の企業誘致に向け長崎県産業振興財団等と連携し積極的に取り組む必要がある。	○長崎県産業振興財団及び東京事務所等と連携し積極的な活動による誘致実現を目指す。 また、既誘致企業に対するアフターフォロー及び年1回以上の本社訪問による情報交換を行う。 ・企業視察 2社	
⑱ 地場産品の消費拡大	本市の農水産物は、高い品質を有し全国的にも高評価であり、また、壱岐焼酎については、世界の銘酒と比肩する逸品であるが、全国的には知名度が依然として低い状況であり、その向上を図る必要がある。 また、本市の産品振興を図ることを目的に設立した「壱岐市ふるさと商社」では、飲食店への卸売、ECサイト、イベントなど積極的な販売展開により、R5年度は5,200万円を売り上げた。	○本市の産品振興を図る目的とした東京・大阪・福岡での「壱岐市観光物産魅力発信事業」、本市を応援する飲食店を応援する事業「Ikikiサポートショップフォローアップ事業」、壱岐焼酎の消費拡大を目的とした「壱岐焼酎知名度アップ事業」のほか卸売事業、ECサイトリニューアルなど積極的な事業展開を行う。 ・ふるさと商社売上目標 7,000万円	
⑲ 就職支援による定住人口の拡大	全国的な人手不足の中で、市内高校卒業後の島外進学割合は高い水準で推移しているが、卒業後のUターン割合は非常に低い。このような現状を鑑み、第3次壱岐市総合計画の主要施策として「起業・創業支援と安定した雇用創出」を掲げており、島内企業への就職支援に積極的に取り組む必要がある。	○在学中の高校生を対象とした市内事業所での就業体験を実施する「ふるさと商人体験事業」、企業を招いて業務内容を紹介する「企業説明会」等を実施し、市内事業所を知ってもらうことにより、高校卒業後の市内就職及びUターン就職を積極的に促す。 ・就職奨励金 50名 ・事業者支援 25社	
⑳ 消費者行政の推進	近年の消費者問題は年々多様化し、詐欺手口等も巧妙化している状況であり、本市においても詐欺被害が複数発生しており、またニセ電話詐欺の前触れと思われる不審電話も多数確認されている。このことから、被害にあわないための継続的な情報発信や泣き寝入りしないための相談を積極的に呼び掛ける必要がある。	○高齢者へのチラシ配布及び若年層への公式LINE等による定期的な情報発信を行い、被害防止対策を行う。 また、「相談せずに泣き寝入る」を減らすため「消費生活センター」の認知度向上及び相談件数増による被害撲滅を目指す。 ・チラシ配布 1回/月 ・自動通話録音装置 設置促進 ・公式LINE等発信 1回/毎週	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑳ ふるさと納税の推進	<p>ふるさと納税は、本市の貴重な財源となることから、寄附額増を目的として返礼品の企画管理等の民間業者への委託成果により、令和5年度は対前年度比1.2倍の8億7千万円と着実に伸びている。</p> <p>しかしながら、自治体間競争は年々激化しており、寄附者のニーズに合った返礼品の開発及び情報発信強化が必要であるが、一方で令和5年10月の制度改革による経費割合の5割ルール厳格化対策が必要である。</p>	<p>○5割ルールを遵守した中で、寄附者のニーズに合った返礼品の商品開発・ブラッシュアップ、また安定供給等、委託事業者及び返礼品提供事業者との連携強化を図る。</p> <p>また、吉岐市ふるさと商社との連携強化による都市部でのふるさと納税イベント及び各吉岐人会でのPRをはじめ積極的かつ効果的な情報発信により本市へのふるさと納税の寄附額増を目指す。</p> <p>・ 寄附目標額 10億円</p>	
㉑ 企業版ふるさと納税の推進	<p>まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人(企業)に対する特例を活用した地域再生計画の認定を受け、令和3年度以降、第3次総合計画に掲げる地方創生の取り組みに対し、17件の寄附を受けている。</p> <p>また、令和4年度に基金条例を整備し柔軟な受入対応を可能としたことから、財源確保のため寄付額増への積極的な取り組みが必要である。</p>	<p>○本制度の認知度向上及び制度概要や募集事業について、市ホームページ、総務省のポータルサイトへの掲載など積極的な情報発信を行い、寄附額増を目指す。</p> <p>また、新たに営業用チラシを作成し東京事務所と連携しエンゲージメントパートナー協定締結組織等へのアプローチにより、首都圏等の企業からの寄附を募る。</p> <p>・ 寄附企業 10社</p>	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	市民部
部 局 長 名	吉 田 博 之

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 市民福祉課 (ひまわり・ひまわりの家含む。)	21 人	3 人	24 人
2 老人ホーム	13 人	14 人	27 人
3 いきいろ子ども未来 (保育所・こどもセンター含む。)	40 人	71 人	111 人
4 保護課	9 人	0 人	9 人
5 税務課	19 人	3 人	22 人
6 郷ノ浦支所	1 人	1 人	2 人
計	103 人	92 人	195 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針 (ビジョン)

【施策面】

- ①第3次吉崎市総合計画に定める、「誰一人取り残さない。協働のまちづくり。」を基本理念とした「結婚・出産・子育て・教育の希望がかなう、地域コミュニティが守られ安心して健康に暮らせる」まちづくりにおける福祉の充実を図るため、行政、地域、市民や団体、事業者などが連携協力し、地域における温もりのある支え合いと質の高い福祉サービスの提供により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。また、こどもを安心して産み、楽しく育てることのできる環境づくりを推進します。
- ②生活に困窮している市民に対し、最低限度の生活を保障する生活保護制度の適正運営を図るとともに、他施策の活用により社会的・経済的自立に向けて支援します。
- ③納税者の信頼に応えるため、地方税に関する法令・条例等に基づき、税の公正・公平性の確保に向けて課税の適正化と徹底した収納対策を講じます。

【組織面】

- ・窓口業務の充実推進を図るとともに、高齢者のいきがいづくりと福祉の充実で高齢者が元気なまちの実現、総合的な相談支援体制・ケアマネジメント機能の充実と多様な福祉サービス提供体制の充実、そして地域全体で支え合う体制づくりによる安心とゆとりある福祉社会の実現、及び障害福祉サービスの提供体制の充実とバリアフリー化の推進による障害のある人もない人も共生することができる社会の実現を目指します。
- ・こども家庭センター (いきいろ) の設置により、児童福祉と母子保健の一体的な提供体制を構築し、結婚、妊娠、出産、その後の子どもの成長に寄り添い、こどもを安心して産み育てることに喜びを感じられる社会、次代を担うこども一人ひとりの育ちを応援するための支援の充実に努めます。
- ・財政基盤の確立推進を図るため、各種事業や補助金等の見直しを行うとともに、所管する施設について公共施設個別施設計画に沿って進めます。
- ・生活保護業務では実施方針に基づいて事業の実施に努めます。
- ・税務行政においては、債権管理室の設置により、市税及び税外債権の債権管理の適正化及び強化を図るとともに効率的な債権管理を目指します。
- ・職員一人一人が研修会等への参加により自己研鑽を図り専門性を高め、情報を共有します。

● 組織目標 (※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。)

重点事項タイトル (施策レベル)	所管部署
① 住基・戸籍の適正管理と事務従事者の育成	市民福祉課
② マイナンバー制度における戸籍情報連携の円滑な実施及びマイナンバーカード関係事務の適正な処理	
③ 地域福祉における支え合いの仕組みづくり	
④ 高齢者の生きがいづくりと高齢者を支える仕組みづくり	
⑤ 障がいのある人の自立支援	
⑥ 生活困窮者への支援	
⑦ 福祉施設の適正な維持管理	

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
⑧ 老人ホームの適切な運営及びサービス提供体制の確保	老人ホーム
⑨ （仮称）沓崎市こども計画の策定業務	いきいろ 子ども未来課
⑩ 幼保連携推進（統合）について	
⑪ 地域子育て支援事業の推進	
⑫ 各種手当等の確実な給付の実施	
⑬ 職員個々の保育能力の向上と保育内容の充実	
⑭ 職員間及び保護者とのコミュニケーションづくり	
⑮ 地域少子化対策	
⑯ こども家庭センターいきいろの推進	
⑰ 児童発達支援と子育て支援拠点の推進	
⑱ 母子保健事業をとおした妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援の強化	
⑲ 被保護者の就労による自立促進	保護課
⑳ 被保護者の医療扶助の適正化	
㉑ 保護費の不正受給対策	
㉒ 被保護者の訪問調査活動の強化	
㉓ 市民税等の課税の適正化・効率化	税務課
㉔ 固定資産の評価及び課税の適正化	
㉕ 税未納額の縮減	
㉖ 債権管理の適正化	
㉗ 窓口業務の迅速・公平な対応	郷ノ浦支所
㉘ 市民に分かりやすい説明	
㉙ 郷ノ浦庁舎外の各課との連携の強化	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	市民部
課・支 所 名	市民福祉課（ひまわり・ひまわりの家含む。）

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
21 人	3 人	24 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
① 住基・戸籍の適正管理 と事務従事者の育成	<p>(現状) 戸籍関係書類は身分を登録・公証するための基礎となるものであり、正確な処理と適切な保管に努めている。住基・戸籍事務従事者の処理能力の向上や人材育成に取り組んでいる。</p> <p>(課題) 戸籍事務内連携が開始となり、継続的に人材育成に努める必要がある。戸籍の氏名の振り仮名記載に関する戸籍法改正に対応する必要がある。</p>	<p>①不正・不当事案ゼロを目指し、事務処理(審査・記載・決裁・連携・保管)を行ううえで、複数職員による事務確認を行う。</p> <p>②住基・戸籍事務従事職員の処理能力の向上や人材育成を図る。 【研修の機会】 ・初級者研修への参加 ・中級者研修への参加など</p> <p>③住基・戸籍システムの改修と業務フローを確認し、戸籍への振り仮名記載に向けた対応を行う。</p>	
② マイナンバー制度における戸籍情報連携の円滑な実施及びマイナンバーカード関係事務の適正な処理	<p>(現状) マイナンバー制度における戸籍情報連携(戸籍と住民基本台帳)に向け、附票本人確認情報の登録やこれまでのマイナンバーカード交付事務に加え、国外転出者向けのマイナンバーカード交付に向けた取り組みを行っている。</p> <p>(課題) データ確認体制を強化及びマイナンバーカード未取得者及び出生・再交付の際の特急発行並びに国外転出者向けのマイナンバーカードの交付関連事務に対し、迅速かつ適正に処理する必要がある。</p>	<p>①戸籍情報連携を円滑に推進するため、データ確認体制を強化する。</p> <p>②マイナンバーカード申請の取組み【取組み内容】 保有率82%(令和7年3月末時点)</p> <p>③国外転出者向けのマイナンバーカードの交付等関連事務を適正に処理するため、従事職員の処理能力向上を図る。</p>	
③ 地域福祉における支え合いの仕組みづくり	<p>(現状) 令和5年度末の65歳以上の高齢化率は39.67%となり、少子高齢化が年々、進展している。</p> <p>(課題) 年々人口が減少する現状において、高齢者が地域で安心して生活を続けていくためには、住民や関係機関との連携等による、地域における支え合いの仕組みづくりが必要となっている。</p>	<p>①地域安心見守り事業の推進 市内事業者との協力体制構築 (R5末:協定締結37事業所)</p> <p>②いきいきあんしんネットワークの充実(連絡協議会・専門部会の開催)</p> <p>③自治公民館の福祉保健部活動の推進(緩やかな見守りの実施)</p>	
④ 高齢者の生きがいづくりと高齢者を支える仕組みづくり	<p>(現状) 令和5年度末の65歳以上の高齢化率は39.67%となり、少子高齢化が年々、進展しており、高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯、認知症高齢者等、つながりや生きがい、支援を必要とする高齢者世帯が増加している。 また、市立養護老人ホームの入所待機者は減少傾向にあるものの、130人を超える状況である。</p> <p>(課題) 高齢化が進む中で、高齢者が地域のつながりを感じて、生きがいを持って安心して生活できる環境づくりを推進する必要がある。 また、市立老人ホームへ入所できるのは、申し込みから数年要するため、在宅で心身の健康長寿を図る必要がある。</p>	<p>高齢者福祉計画事業の実施</p> <p>①敬老祝金の支給 88歳、100歳の方を対象として実施 (R5:100歳23名・88歳241名)</p> <p>②敬老事業への補助金の支給 各地区及び施設で70歳以上の方を対象とした敬老事業を対象として実施 (R5:7,182名分)</p> <p>③老人クラブ活動への支援 クラブ運営と活動への補助の実施</p> <p>④シルバー人材センターの運営支援 運営に対する補助の実施</p> <p>⑤入湯料金の助成 高齢者へ入湯優待券を交付</p> <p>⑥はり・きゅう等施術料の助成 高齢者へ施術料助成券を交付</p> <p>⑦外出支援サービス 65歳以上の寝たきりの高齢者を対象とした移送サービスの実施 (R5:1,909件)</p> <p>⑧75歳以上の高齢者に対して「市内路線バス乗車カード」を交付 (R5:137枚)</p> <p>⑨三島在住の75歳以上の高齢者に対して「三島航路乗船カード」を交付し運賃補助を実施 (R5:1,988回利用)</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑤ 障がいのある人の自立支援	<p>(現状) 主に療育・精神の障害者が増えてきているが、市内で活用できる福祉サービス等に限りがある。</p> <p>(課題) 障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現と、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、障がい福祉サービスの充実や相談支援体制の確立を推進していく必要がある。</p> <p>※障害者手帳等所持者 ・身体障害者手帳所持者 約1,390人 ・療育手帳所持者 約400人 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 約280人</p>	<p>①第3次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画の推進(障がいサービスの充実、地域課題解決に向けた取り組み)</p> <p>②第7期障がい福祉計画の推進(障がいのある人が自立し、安心して生活できるまちづくりに向けた取り組み)</p> <p>③障害者地域活動支援センターの訪問相談等による支援の充実</p> <p>④地域生活ホームひまわりの家の適正な運営</p>	
⑥ 生活困窮者への支援	<p>(現状) 多様で複合的な要因で、生活困窮に至るケースが増加している。</p> <p>(課題) 生活困窮者の早期発見に努め、それぞれの事情に応じた包括的な支援が求められている。</p>	<p>①厚生労働省の生活困窮者自立支援制度による「吉崎市生活相談支援センター」の継続的な設置</p> <p>②相談者への支援内容について、毎月関係機関と調整会議を実施。</p>	
⑦ 福祉施設の適正な維持管理	<p>(現状) 市内には社会福祉協議会が指定管理を行っている4施設と、地域で維持管理を行っている、老人憩いの家(21)・保健福祉館(5)・生活館(8)がある。これらの施設はいずれも老朽化している状況である。</p> <p>(課題) 老人憩いの家、保健福祉館、生活館について、公共施設個別施設計画では、基本的に「譲渡」としており、譲渡に向けた調整を図る必要がある。</p>	<p>①公共施設個別施設計画に掲げた施設の維持管理の着実な実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡に関する意向調査の実施 ・譲渡時のインセンティブの検討 	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	市民部
課・支所名	市民福祉課 老人ホーム

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
13 人	14 人	27 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
⑧ 老人ホームの適切な運営及びサービス提供体制の確保	<p>(現状) 令和5年4月より、入居者の重度化への対応及び経営基盤強化のため、運営形態を外部サービス利用型特定施設から一般型特定施設へ変更を行った。日常生活が自立されている方は養護老人ホーム、介護が必要な方は特定施設への入所となり、それに対応した職員の編成を行っている。</p> <p>(課題) 介護保険の要支援・要介護認定者は、入居者90名中67名と、年々、増加しており、入居者一人ひとりの心身の状態に応じた、質の高いサービスの提供を行う必要がある。</p>	<p>・提供サービスの質の向上、事故防止、万が一の自然災害に対応するため、運営上必須となっている次の4委員会を定期的に開催する。</p> <p>①事故防止委員会(2ヶ月に1回) ②身体拘束廃止委員会(2ヶ月に1回) ③虐待防止委員会(3ヶ月に1回) ④災害対策委員会(3ヶ月に1回)その他、各委員会が主催する研修会を実施し、職員の資質向上を図る。</p> <p>・入居者からの苦情やご意見ボックスへの投書があれば、早期に苦情解決を図る。</p>	
	<p>(現状) 令和5年5月に新型コロナウイルスが第5類へ移行はしたが、感染症に罹患すると、重篤化しやすい基礎疾患を持つ入居者が多い。</p> <p>(課題) 新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症予防策を平常時から実施し、万が一、感染症患者の発生時には、迅速かつ的確な感染拡大の防止を図る必要がある。</p>	<p>・感染予防対策として、感染対策委員会を3ヶ月に1回、感染症患者発生時には緊急的に開催し、その後の感染拡大防止策の方針の取決め、職員間の情報共有を図る。</p> <p>・入居者の健康観察により、発熱や喉痛等の症状があれば、コロナウイルスとインフルエンザの同時検査を実施し、陽性の場合は隔離、受診などの必要な処置を行う。</p> <p>・嘱託医と感染者発生時に備え、普段から緊密な連絡体制をとっておく。また、協力医療機関である長崎県立岐病院と連携会議を開催し、連携協定の見直し、整備を行う。</p>	
	<p>(現状) 入居者は、日常生活が自立している方から要介護者まで、生活レベルや身体能力が一律ではないため、食事提供の仕方は様々である。</p> <p>(課題) 入居者の健康維持と増進のため、個々の入居者のレベルに対応した形態で、満足感のある食事を提供する必要がある。</p>	<p>①個々の入居者に応じた栄養量を確保し、旬の食材を使用し、季節感を感じる献立の作成。</p> <p>②個々の状態に応じた食事形態(普通食・刻み食・流動食)の提供。</p> <p>③栄養士による給食アンケート調査を実施し、嗜好や食事の満足度を図る。その結果をメニュー、食事の提供方法に反映させる。</p> <p>④食に関する意識の向上のため、栄養士が栄養指導を行う。</p> <p>⑤全職種による給食委員会を2カ月に1回開催し、調理に関する課題があれば改善策を協議の上、実践する。</p>	
	<p>(現状及び課題) 老人保護措置入所者負担金、扶養義務者負担金、介護事業利用者負担金の滞納を発生させないように努める必要がある。 ※令和5年度収納率 100%</p>	<p>・令和6年度歳入予算である老人保護措置入所者負担金(32,899千円)、扶養義務者負担金(359千円)、介護事業利用者負担金(11,910千円)の収納率100%を維持する。預金残高不足により口座振替ができない場合は、入居者やその家族へ電話や文書により催告し、納付を促す。</p>	
	<p>(現状) 当老人ホームを始め、市内の介護施設では、介護の担い手である介護士が不足している。 また、介護士の高齢化が進展している。</p> <p>(課題) 介護の人材育成が必要である。</p>	<p>・介護福祉士専門学校と連携し、介護福祉士の資格取得を目指す学生(外国人を含む)を実習生として受入れ、当ホームの介護福祉士が指導・助言を行い、介護技術や入居者とのコミュニケーション等の経験や知識を深めていただき、学生が目標を達成できるよう支援する。</p> <p>・令和6年度内に6名の学生を受入れ、介護福祉士国家試験受験に必要な介護実習の指導を行う。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	市民部
課・支所名	いきいろ子ども未来課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
40 人	71 人	111 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑨ (仮称) 沓崎市子ども計画の策定業務	<p>現行の「第2期沓崎市子ども・子育て支援事業計画」は、沓崎市次世代育成支援行動計画の内容を引き継ぎ、併せて、子どもの貧困に関する取組みを盛り込んだものとして、令和2年度から令和6年度までの5か年間の計画期間とし今年度に計画期間の最終年度を迎えることとなる。また、昨年4月に施行された子ども基本法において、市町村は、国が定める子ども大綱及び都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう努力義務が課せられており、市町村子ども計画は既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができることとされている。</p>	<p>令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期子ども・子育て支援事業計画と(仮称)沓崎市子ども計画を一体的に策定し、「子ども・子育て支援事業計画」「子ども・若者計画」「子どもの貧困対策推進に係る計画」その他、子ども施策に関する事項を総合的、横断的に推進するため、令和5年度に市民を対象として実施したニーズ・実態調査の集計結果を反映させた(仮称)沓崎市子ども計画を今年度中に策定する。 (有識者による子ども・子育て会議の開催やパブリックコメントの実施等)</p>	
⑩ 幼保連携推進(統合)について	<p>沓崎市総合計画に則った公立幼稚園・保育所のあり方を検討し、関係部署と調整を図りながら認定こども園の設置を目指す。</p>	<p>地域の実情を踏まえ乳幼児期から就学までの子育て環境の充実を図るため、幼児教育・保育の量、質の確保と適正な施設運営を図るため、関係機関と連携を図りながら認定こども園の設置にむけた取り組みを進めていく。 その取り組みの一環であるへき地保育所の集約化については、昨年度末で3園(渡良・沼津・初山)の閉所を行い、残る2園(柳田・志原)についても、6年度末での閉所に向けた調整を進めていく。</p>	
⑪ 地域子育て支援事業の推進	<p>子育て支援拠点事業、放課後児童クラブ育成事業、病児保育、ファミリーサポートセンター事業など、地域子育て支援事業の充実を図りながら、子育てと仕事の両立を支援していく。</p>	<p>各種地域子育て支援事業の安定的な運営を行うとともに、NPO法人「ちんぐちんぐ」の活動を支援する。また、沓崎子ども劇場の子育て支援事業・ネットワーク事業を推進し、子育てのしやすい環境づくりを目指す。支援事業、サービス内容を広く、市民へ周知を行う。</p>	
⑫ 各種手当等の確実な給付の実施	<p>児童手当等の各種手当並びに乳幼児等の福祉医療費などを正確に給付する。特に、児童手当については、「子ども未来戦略」に基づく抜本的拡充が令和6年10月から実施されることに伴う児童手当法の改正への対応等が必要である。</p>	<p>各種手当・医療費を正確・確実に給付する。世帯状況の変化による受給内容の変化等について、対象者への十分な説明を行い、適正な事務処理を行う。特に、児童手当については、改正法の施行により新たな受給資格対象者及び増額対象者への申請勧奨等手続きを漏れなく行う。</p>	
⑬ 職員個々の保育能力の向上と保育内容の充実	<p>質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供を図るため、保育所保育指針や認定こども園教育・保育要領の更なる習得に努める。</p>	<p>教育・保育要領の研修会や研究会に積極的に参加し、職員の質の向上を図る。研修会等参加後は、園内や保育士会などを通して、全職員への伝達講習を実施することで、職員の教育・保育の質の向上を図る。併せて、保育施設等への定期的な訪問支援及び助言指導等を行える幼児教育アドバイザーをいきいろ子ども未来課内に配置し、幼児教育の更なる質の向上保育力の向上を図っていく。</p>	
⑭ 職員間及び保護者とのコミュニケーションづくり	<p>保育所等職員は実践の場において、それぞれの職種(保育士・看護師・栄養士・調理師など)における専門性を認識し、情報の共有、協働と扶助が必要である。子どもや保護者等のかかわりの中で常に自己を省察していくことが重要である。</p>	<p>入所児童と保護者、その家族環境について、職員間で共通理解を図りながら個々に応じた育児等のアドバイスを的確に行う。良好なコミュニケーションづくりに努め信頼関係を築き、身近な相談窓口としての役割を果たす。</p>	
⑮ 地域少子化対策	<p>急激に減少する出生数により沓崎市の少子化に歯止めをかけるため、政策企画課(おむすび班)と連携を図りながら少子化対策に取り組む。</p>	<p>本市独自の出産祝金及び保育料の第2子完全無償化のほか出産・子育て応援事業による妊産婦および子育て世帯への更なる経済的支援の充実を図るため、高校生世代までの福祉医療費の現物給付の実現にむけて関係機関と調整を図り、子育て世帯の負担軽減と産み育てやすい沓崎の島を目指す。</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑯ 子ども家庭センターいきいの推進	子ども家庭センターは、「すべての妊産婦、子ども、子育て世代へ一体的な相談支援を行う」機関として位置づけ、各関係機関と連携し、全子どもの成長に寄り添う取り組みを進める。	子ども家庭センターは、各専門職を活用し、母子保健と母児童福祉の一体的な相談・健診等支援体制を推進することで、子どもにまつわる諸問題について、ワンストップで対応していき、確実に支援をつなぎ早期解決を目指す。	
⑰ 児童発達支援と子育て支援拠点の推進	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業並びに障害児相談事業を中心に吉岐子どもセンターを展開する。療育支援を必要とする子どもや要保護者のニーズに応えるべく人材確保・育成に努める。	関係機関と連携し、専門職の人材派遣等を活用しながら児童発達支援事業等に取り組む。 低年齢期から支援を継続し、様々な切れ目ない支援につなげていく。	
⑱ 母子保健事業をとおした妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援の強化	妊娠・出産・子育てに関するリスクの有無にかかわらず、予防的な視点をもち従来の子育て世代包括支援センター(母子保健)の機能を引き続き活かしながら、切れ目なく、漏れなく支援を実施する。また、関係機関との連携の推進及び支援体制の構築を図る。	・支援の必要な妊産婦及び乳幼児を確実に把握し、支援を検討する。(月2回ケース会を実施) ・支援が必要な場合は各種事業や適切な機関の支援につなぐ。また、関係機関と情報共有や支援の方針等を検討する。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	市民部
課・支 所 名	保護課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
9 人	0 人	9 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑱ 被保護者の就労による自立促進	市内の雇用情勢が厳しい中で、被保護者の能力や条件に見合った就労先が不足しており、併せて生活保護制度への依存が続くと就労意欲が減退するため、就労による自立が極めて困難な状況である。 就労可能者には就労支援員同行によるハローワークの情報を活用し積極的に就労を勧め自立を促す。	稼働能力を有する被保護者に対して、ハローワーク等と連携して被保護者就労支援事業及び被保護者就労準備支援事業による支援を実施する。 ①新たな「就労支援促進計画」を5月末までに策定する。 ②稼働年齢層で就労可能な被保護者を3名選定し、ハローワーク・就労支援員と連携し、就労活動を支援し、就労につなげる。(就労目標2名)	
⑳ 被保護者の医療扶助の適正化	生活保護費全体の6割強を医療扶助が占めており、今後も被保護者の高齢化に伴い医療扶助及び介護扶助の増加が予測される。 全額を公費負担している生活保護制度においては、安価な後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及をさらに促進する必要がある。	電子レセプト管理システムを活用し、医療費適正化に取り組む。 ①レセプト点検員を雇用し、診療報酬明細書(レセプト)の資格点検及び内容点検(単月及び縦覧)を100%実施する。 ②多受診、頻回受診者及び向精神薬等の重複処方者等を抽出し、適切な支援・指導を実施する。 ③家庭訪問等において後発医薬品のさらなる使用促進を指導する。使用数量シェア目標を厚生労働省が掲げる目標値80%とする。	
㉑ 保護費の不正受給対策	被保護者には、毎年度初回の訪問時に、いかなる収入についても報告の義務があると説明・指導しているが、依然として収入申告漏れがあり、結果として不正受給となっている。 被保護者間の公平性を確保するため、不正受給の早期発見と未然防止のため課税調査を徹底する。	①年度の初回訪問時に、全世帯を対象として、収入申告の義務について説明・指導を実施する。 ②被保護者全員を対象として、前年分の課税状況調査を7月までに実施し、収入内容の不一致がある場合は8月までに処理を行う。 ③不正受給の内容が悪質と判断されるときは、保護の変更・停止・廃止について検討する。	
㉒ 被保護者の訪問調査活動の強化	ケースワーカーは、被保護者世帯の課題解決や自立に向けて、援助方針に基づいた援助等を展開することを目的に、訪問調査活動を実施している。 被保護者・世帯に問題が生じていれば、訪問調査活動により、適正・適切な指導・助言を行い、早期の解決を図る必要がある。	ケースワーカーは定められた回数以上の訪問を実施し、被保護者の生活状況を把握し、訪問時の面接内容により問題等があれば、査察指導員と連携し、必要に応じてケース診断会議を開催し、早期の解決を図る。 (訪問実施目標:90%)	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	市民部
課・支所名	税務課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
19 人	3 人	22 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
㉓ 市民税等の課税の適正化・効率化	①市民税等の確保に向けて、課税資料の的確な把握に努めるとともに、公平・公正な課税の実現と事務の効率化を図るため、税制改正等に対応した適正な課税と、未申告者の解消、納税者への理解が得られるような申告指導を行う必要がある。	①三税協議会等を通じて、個人及び法人市民税の課税資料の的確な把握に努めるとともに、未申告者については収入調査のうえ、文書・訪問等による申告指導を行い解消に向けて取り組む。	
	②申告等について、電子データ引継ぎは行っているが申告書作成についても電子化へ向けた取組をさらに推進する必要がある。また、軽自動車手続や特徴税額通知などについても電子化が導入されている。引続き積極的な電子化への利用促進および情報収集に向け、適切に対応していく必要がある。	②国税・地方税申告の電子化については、納税者の利便性の向上及び税務事務の効率化の観点から引き続き積極的に推進する。また、本年度から開始される特別徴収税額通知の電子化について適切かつ正確に対応する。	
	③令和6年度税制改正により、令和6年度分の個人住民税の定額減税を実施する。実施にあたり、定額減税の内容について、納税者へ正しく周知する必要がある。	③定額減税の内容について、市報等の広報媒体による発信や納付書発送時のチラシ同封等の方法により、納税者への周知を実施する。	
㉔ 固定資産の評価及び課税の適正化	固定資産税は市財政を支える基幹税目であり、かつ安定的な収税です。適正な課税に向けて、実地調査による現状の把握が必要なことから、課税に対する納税者の信頼確保が求められています。	<ul style="list-style-type: none"> ・適正かつ公平な課税に向けて、土地及び家屋の登記情報や地理情報等の資料を活用した実地調査を行う。 ・土地…宅地の地価低下に伴う下落修正や現状変更等への適正な課税に取組めます。 ・家屋…未評価や減失家屋の情報収集等を継続し、実地調査のもと課税漏れ等の防止を図ります。 ・償却資産…関係機関から情報を収集、精査したうえで適正な課税客体の把握に努めます。 	
㉕ 税未納額の縮減	①市税等の徴収環境は、物価高騰等の影響により厳しい状況が続いているが、納期内に納税している大多数の納税者との公平性を保つためにも、現年度課税分の徴収強化及び滞納繰越分に対する滞納処分の実施により、収納率向上と滞納額削減に取り組む必要がある。	①滞納者に対し徹底した財産調査による滞納処分の実施や、ファイナンシャルプランナーの活用による滞納整理により滞納額の圧縮に取り組む。またコンビニ納付及びQRコード納付についても適正な収納管理に努める。	
	②徴収困難事案を含む高額案件については、引き続き長崎県地方税回収機構と協働での取り組みが必要である。	②長崎県地方税回収機構と協働し、徴収困難事案を含む高額案件について集中的に滞納整理を実施する。また引き続き口座振替による自主納付の推進に努め、現年課税分については、98.5%以上の徴収率を目指す。	
㉖ 債権管理の適正化	①債権管理体制強化を図るため、債権管理室の設置により、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の2債権を一元管理しているが、その他公債権・私債権についても債権回収に対して指導・助言等を行い債権の保全を図る必要がある。	①各課の債権整理を重点的に行い、現年及び徴収可能案件の滞納処分等を含めた債権管理が適切に行われるような体制の確立に努める。また担当部署への債権管理に関する指導助言を実施するとともに、支払督促等強制徴収に着手する。	
	②各債権管理担当職員は、滞納処分等について専門的な知識の習得が必要である。	②債権管理については、全庁的な問題意識の共有が必要であり、滞納処分等の専門的な知識の習得や事例等の情報共有に取り組む、関係職員の知識・意識等の向上を図る。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	郷ノ浦支所
課・支所名	郷ノ浦支所

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
1 人	1 人	2 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
⑳ 窓口業務の迅速・公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速で公平かつ柔らかな窓口業務が求められている。 ・各課業務の関係書類の受付、審査、進達等の事務処理の内容の熟知と緊密な連絡調整が求められている。 ・同時に複数の受付をする場合、時間を要したり、終了の順番が前後したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・懇切丁寧な対応を心掛け、迅速で公平な接客に努める。 ・支所と各課は緊密な連絡調整を図る。 	
㉑ 市民に分かりやすい説明	<ul style="list-style-type: none"> ・特に年金制度は複雑で専門用語も多く、理解が得られにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語はなるべく使用しないよう心掛ける。 ・相手の疑問点を良く理解した上で説明を行う。 ・複雑な年金制度については、年金相談の活用を促進するとともに年金機構との連携に努める。 	
㉒ 郷ノ浦庁舎外の各課との連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・郷ノ浦支所は、勝本、芦辺、石田の各庁舎に本部がある各課の業務のほとんど全ての連絡窓口となっている。そのため常に各課の情報把握と連携が欠かせない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各課の職員との信頼関係を構築するとともに、常に各課との情報共有に努める。 	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	保健環境部・芦辺支所
部 局 長 名	草 合 正 吉

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 保険課	18 人	8 人	26 人
2 健康増進課	10 人	1 人	11 人
3 環境衛生課	6 人	0 人	6 人
4 芦辺支所	3 人	4 人	7 人
計	37 人	13 人	50 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>○保健・医療・介護及び生活支援の充実を図り、市民が生涯にわたり健やかで安全・安心に暮らせる社会づくりを推進する。</p> <p>○令和5年度に策定した健康づくり計画「健康いき21」に基づき、各関係機関や福祉保健部・街づくり協議会と連携・協議による健康づくりと生活習慣病予防、フレイル予防の推進と強化に努める。</p> <p>○島の自然環境の保全と4R運動を推進し、資源循環型の島づくりを目指す。また、保健所・民間組織と連携し、野犬等を増やさない環境づくりを推進する。</p> <p>【組織面】</p> <p>○市民ニーズや諸課題に迅速に対応する組織づくりを目指す。</p> <p>○保健師・栄養士人材育成計画（令和3年度策定）に基づき、すべての保健師・栄養士がそれぞれに育ちあい、専門職として資質の向上を図ることができる職場を目指す。</p> <p>○地域の総合窓口である支所・事務所は、関係部署と連携し、市民サービスの向上を図る。</p>
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 医療費の適正化	保険課
② 介護給付費の適正化	
③ 地域包括ケアシステムの充実	
④ 後期高齢者保健事業の推進	
⑤ 市民の健康づくりと生活習慣病予防の推進	健康増進課
⑥ 感染症予防と安全で円滑な予防接種の推進	
⑦ 彦根市国民健康保険の特定検診・保健指導の推進	
⑧ 風通しのよい職場環境と人材育成	
⑨ 一般廃棄物の減量化と4R運動の推進	環境衛生課
⑩ 一般廃棄物処理施設の適正な稼働及び維持管理	
⑪ 環境保全及び不法投棄対策	
⑫ 野犬対策の強化	
⑬ リサイクルステーション回収方式の適正維持	芦辺支所
⑭ 窓口業務の機能向上・接客マナーの向上	
⑮ 地域活動の活性化とまちづくり協議会の支援	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	保健環境部
課・支所名	保険課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
18 人	8 人	26 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 医療費の適正化	資格異動届の提出遅延・未提出に伴う医療機関への資格喪失後受診等による過誤が多い。	①レセプト点検による財政効果目標を900円とする。 (R5年4月-12月実績を基に目標値を設定。R5年度目標は1,400円(R3年度分の過誤調整額/被保険者数[年度平均]で目標値を設定)、達成状況は693円(令和4年度実績)であった。) ②オンライン資格確認等システムの出カデータと年金可搬型窓口装置を活用し、資格異動届の勤奨通知を行うことにより提出遅延・未提出の解消を図る。	
② 介護給付費の適正化	高齢化の進展に伴い、介護給付等に要する費用の増大が見込まれるため、介護認定の適正化を図るとともに、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスが提供されるようにする必要がある。	①すべての介護認定調査票の点検を実施する。 ②介護保険サービスの全利用者へ、介護給付通知書を発送する。 ③介護情報と医療情報との突合を実施する。 ④市内の居宅支援事業所の介護支援専門員が作成したケアプランの点検を実施する。 ⑤地域密着型介護サービス事業所の実地指導を実施する。	
③ 地域包括ケアシステムの充実	(1)介護予防事業 二次離島である三島地区において介護サービス提供体制の整備が必要である。 (2)認知症施策の推進 認知症に対する正しい知識の普及啓発や相談先の周知、認知症になるのを遅らせる予防活動や認知症の人や家族に対する支援の仕組みづくりが必要である。 (3)介護予防ケアマネジメント業務の強化 職員一人当たりの担当件数が過大であることと、コロナ禍の中で訪問(アセスメント)が十分にできにくい環境にあり、利用者一人一人の状態把握が十分できていない。 (4)権利擁護支援体制の充実 権利擁護を必要とする人を早期に見・支援するための体制づくりが求められている。	三島地区において介護予防教室を開催する。高齢者が自ら活動に参加できるよう、まちづくり協議会や地域の方と連携し、毎月1回、各島において開催する。 ①認知症普及啓発 市民公開講座の開催、オレンジカフェの開催、相談先の周知 ②チームオレンジの仕組みづくり 認知症の人と家族の会や関係機関と協力して、認知症の人や家族を支援する仕組みづくりを行う。 ③認知症予防教室 あたまの健康チェックや脳の健康度チェックなど脳活教室を実施し、認知症予防に対する意識の向上を図る。また、早期介入、早期受診の環境構築を行う。 予防給付対象者及び総合事業対象者のケアマネジメントを、自立支援や重度化防止の視点に立ち、定期的な評価を行う。(年2回) 令和5年度に設立した中核機関を社会福祉協議会に委託する。成年後見制度が必要な方に支援が行き届くよう、利用促進に向け広報・啓発、相談体制、後見人支援、不正防止等について協力体制を強化していく。	

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
③ 地域包括ケアシステムの充実	<p>(5) 包括的・継続的ケアマネジメントの充実</p> <p>①生活支援体制整備の充実にあたり、支援を必要とする高齢者の増加がみられる。介護保険サービスのみならず、地域の支え合いで行われるサービスを創出する取り組みが必要である。</p> <p>②介護支援専門員等の実践力向上や医療、福祉、介護専門職とのネットワーク構築のための支援を促進する必要がある。</p>	<p>①生活支援体制整備のため、苓崎市としてどのように取り組むかまちづくり協議会や関係機関と協議、連携し、生活支援コーディネーターの役割や配置について再検討する。</p> <p>関係機関等との協議の場を2回/年以上実施する。</p> <p>②介護支援専門員や医療・福祉・介護関係者のスキルアップを図るため、「苓崎市自立支援検討会」を月1回程度開催する。</p> <p>介護支援専門員等の実践力向上を目的に研修会を年1回開催する。</p>	
④ 後期高齢者保健事業の推進	<p>(1) 後期高齢者健診受診率向上 後期高齢者健診受診率 令和4年度23.17% 令和5年度27.69% (暫定値)</p> <p>(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進 令和6年度は苓岐市の健康課題である『高血圧』に取り組む。 今後、医療費・介護給付費を減らす為に、専門職の保健指導のスキルアップが必要である。</p>	<p>(1) 後期高齢者受診率 令和5年度受診率は暫定27.69%であった。毎年7月に後期広域連合からの対象者の数値が確定する。長崎県第3期データヘルス計画は、令和6年度23%であることから令和6年度の受診率を23%を目標にして受診率向上に向けて取り組む</p> <p>(2)-1 高血圧未受診者に対して介入し医療機関受診・正常高血圧値となる。</p> <p>(2)-2 専門職に向けて保健指導等についての研修を実施する。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	保健環境部
課・支所名	健康増進課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
10 人	1 人	11 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑤ 市民の健康づくりと生活習慣病予防の推進	<p>(1) 健康づくりの推進 (現状) ・健康寿命の延伸を目的に、「ぎ西市健康づくり計画 健康いき21」を策定した。 ・令和5年度に公表された「長崎県版健康寿命の指標」での県内順位は最下位であった。指標の中で運動習慣、間食等の摂取、健診項目でのメタボ該当者、高血圧、高血糖の割合、市町が管理する第一種施設での敷地内禁煙率がワースト3位内となっている。 (課題) ・地域はもちろん、各種団体や事業所等にぎ西市の現状や計画を周知する必要がある。 ・運動習慣の定着への取組みや塩分摂取や間食等適切な栄養摂取の推進が必要である。 ・市町が管理する第一種施設の敷地内禁煙化の推進を進める必要がある。</p>	<p>・計画を広く周知するため、わかりやすい概要版を作成する。 ・ぎ西市の健康課題を自分事として捉えてもらうため、様々な機会での周知をする。また、まちづくり協議会や事業所等に出向き、ぎ西市の現状を伝える。 ・運動習慣定着のため、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用を推進する。(目標：ダウンロード数730件) ・ヘルスマイトによる地域でのみそ汁の塩分チェックを推進する。(目標150件) ・広報やSNS等で栄養改善の情報を広く周知する。 ・保健所と連携し、市町が管理する第一種施設の敷地内禁煙化を進める(現状44.4%⇒増加)</p>	
	<p>(2) 歯科保健の推進 (現状) ・幼児のむし歯の有病率は減少傾向あるものの、1人で4本以上むし歯のある者の割合が全体の6%と県平均より高い。 ・80歳で20本自分の歯を有する者は、ぎ西市において32.9%と増加しているが県(58.2%)と比較すると低い状態である。 (課題) 口腔の健康は、体全体の健康に重要な役割を持っており、全ての年代において、歯科疾患の予防に向けた取組みや歯科医院での定期管理につなげる必要がある。</p>	<p>○かかりつけ歯科医院をもち、定期管理につなげていく。 ・幼児健診や親子歯なまる教室などでフッ化物塗布事業の周知・啓発を実施し、受診率の向上を目指す。 目標36.5% ・生活歯援プログラムを20・30・40・50・60歳に実施し、歯周疾患検診につなげる。また、かかりつけ歯科医と連携し、歯科定期管理を促す。 歯周疾患検診受診率目標9.5%</p>	
	<p>(3) 食育の推進 (現状) ・食育は身体の健康にかかせないものであるが、食育の関心度は65.3%である。 ・地域での食育推進の大部分をヘルスマイトが担っている。しかし近年会員が減少してきている。 ・様々な減塩対策を行っているが、尿中摂取食塩量平均値は9.20gで改善にはいたっていない。(過去5年間の平均：9.28g) (課題) ・すべてのライフステージにおいて更なる「食育」の推進をし、食育への関心を高める必要がある。 ・ヘルスマイトの活動を活性化し、地域での食生活改善の推進を図る必要がある。 ・減塩を行動に結びつけることが難しいため、取り組みやすい減塩方法の提示や社会環境づくりに取り組む必要がある。</p>	<p>○食育の推進を図るため、関係部署や機関と協議、情報共有及び連携の会議を開催する。(目標：年1回以上) ○ヘルスマイトの会員増加及び地域での食生活改善の推進を図る。 ・ヘルスマイト養成講座を開催する。(目標：8名) ・実践講座の内容・周知方法を検討し、実践講座への参加意欲向上に努める。(目標：40%) ○塩分摂取の適正化を図るため、具体的な取り組み方法の周知啓発や、社会環境づくりの準備を行う。 ・広報誌やSNSを活用し、幅広い年代へ、減塩の具体的な取り組み方法を周知啓発する。 ・店舗でのお惣菜の減塩等、社会環境づくりの実施に向けて、店舗等と調整する。</p>	
	<p>(4) がん検診事業 (現状) ・ぎ西市のがん検診受診率と精密検査の受診率は停滞傾向である。 (課題) ・がん検診の必要性や受診方法について周知啓発を行い、がん検診受診率と精密検査受診率の維持向上が求められる。</p>	<p>○がん検診の受診率及び精密検査受診率の更なる向上を目指す。 ・個別検診と併せて集団検診を実施し、市民の受診の機会を設ける。また、広報やSNSを活用し、周知方法を工夫する。 ・精検受診勧奨や未受診者への再勧奨を実施し、未受診者の全数把握を目指す。</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑤ 市民の健康づくりと生活習慣病予防の推進	(5) 精神保健事業 (現状) さまざまなストレスから心身の不調を抱える方は増加傾向にあり、心の健康づくり対策が重要である。 (課題) 精神の相談等について、家庭内等複合的な課題を抱えるケースが増えているため、母子から高齢期まで多職種での関係機関との連携が必要である。	○自殺対策計画(第2次)の推進 ・関係部署や関係機関と横断的な連携を図り、各課・関係機関の推進状況のとりまとめを行い、自殺対策の推進に取り組む。 ・ゲートキーパー養成講座を開催し、市民への周知と心の健康づくりを推進する。 現状: R5 12団体 目標: R6 10団体以上 ・精神関係者連絡会を年12回開催し、関係機関との連携強化を図る。	
⑥ 感染症予防と安全で円滑な予防接種の推進	(現状) 感染症対策として、安全かつ円滑な個別接種の推進を図る。 (課題) 新たに定期接種となる予防接種(新型コロナ・5種混合ワクチン)について細やかに情報提供を行い、円滑に始められるように調整する。また、令和6年度で終了する風しんの追加的対策とHPVキャッチアップ接種については周知が必要である。	・予防接種研修会の開催及び受託医療機関の定期巡回を実施し、細やかな情報共有を図り、円滑な接種体制づくりに努める。 ・感染予防対策や安全に予防接種を受けることができるよう、わかりやすい情報提供や啓発をする。 ・成人男性の風しん抗体検査及び予防接種、HPVキャッチアップ接種について十分な周知啓発を実施し、受検率、接種率の向上に取り組む。	
⑦ 吉崎市国民健康保険の特定健診・保健指導の推進	(1) 特定健診事業 (現状) コロナ禍において特定健診受診率が低下し、その後、受診率が回復できていない。また、若い年代の受診率が低い。 (課題) 特定健診の継続受診と新規受診者の掘り起こしが求められる。また、若い世代の受診意欲を向上する取組が求められる。	○特定健診受診率の向上 ・受診率向上対策事業(未受診者アプローチや広報等)の見直しを実施し、事業の強化推進を図る。 ・若年層の受診率向上対策として、30歳代へ先取り健診を実施し、健診受診の意識付けを行い、40歳からの特定健診受診へつなげる。 【特定健診受診率】 現状: R4確定 44.6% R5未確定 40.6% 3月末 目標: R6 45%	
	(2) 特定保健指導事業 (現状) 令和4年度特定保健指導実施率は令和3年度と比較すると低下している。また、特定保健指導を拒否される方も多く、初回面接につながらない。 (課題) 初回面接につながらないことが特定保健指導実施率の低下の原因でもあるため、初回面接につなげる取組が求められる。	○特定保健指導実施率の向上 ・関係機関との連絡会や研修会を開催し、関係者の連携強化とスキルアップを図り、対象者に実行性のある、効果的な保健指導を実施する。 ・ICTを活用した予約や面接等の体制を整備し、対象者に合わせた保健指導を実施する。 【特定保健指導実施率】 現状: R4確定 終了51.2% R5未確定 初回49.3%3月末 目標: R6 52.0%	
⑧ 風通しのよい職場環境と人材育成	(現状) ・課内会議等を行い、課の業務内容を協議している。 ・専門職における統括等を配置し、保健師・栄養士の人材育成を行っている。 (課題) 地域に根ざした保健活動の推進を実践していくための人材育成が求められる。 あわせて、地域との効果的な連携について検討と実践が必要である。	○課内会議等を定期的に行い、業務を計画的に協議・推進していく。 ・課員一人一人がやりがいをもって業務を遂行できるよう、コミュニケーションをしっかりととりながら、業務の調整をする。 ○統括等を中心に保健師・栄養士の人材育成計画に基づき、人材育成を進める。また、新任保健師には計画的、継続的に新人教育を行う。 ・福祉保健部やまちづくり協議会との連携など、健康課題の解決に向けた効果的な地域保健活動について検討し、積極的に地域活動を実践する。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	保健環境部
課・支所名	環境衛生課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
6 人	0 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑨ 一般廃棄物の減量化と4R運動の推進	<p>(現状) 4R運動の推進し、ごみ減量化及びリサイクルの推進を図るための啓発活動等を実施している。</p> <p>(課題) ごみ減量化及びリサイクル推進の指標となるリサイクル率のさらなる向上に努めていく必要がある。 プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、分別収集、再商品化に必要な措置等を講じていく必要がある。</p>	<p>①4R運動推進に向け、ホームページ・広報誌等を活用した啓発活動や出前講座の開催等によりごみ減量化、リサイクルの推進を図る。</p> <p>②生ごみの減量化に向けて生ごみ堆肥化容器購入に対する助成やホームページ・広報誌等を活用した食品ロス削減の啓発活動等に取り組む。</p> <p>③プラスチック資源循環促進法施行に伴い、ペットボトル・トレイ類以外のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集等についても他市の状況等見ながら今後検討していく。</p>	
⑩ 一般廃棄物処理施設の適正な稼働及び維持管理 ・クリーンセンター ・汚泥再生処理センター ・勝本町自給肥料供給センター ・リサイクルセンター その他、旧廃止施設、最終処分場	<p>(現状) 施設等の日常の安全点検・監視等を重視し、施設への負荷軽減を図りながら安定的な施設の稼働を維持しているが、施設の老朽化等が進行している。また、施設周辺の環境美化、施設関係車両の安全運転に努めている。</p> <p>(課題) 施設等が老朽化しているため、改修等について計画していく必要がある。</p>	<p>①運転マニュアルを徹底し、日常の点検、運転状況のチェック体制を強化し、異常・不具合等の早期発見、早期対応を行う。</p> <p>②施設周辺の環境に配慮し、排ガス、臭気、水質等の環境基準等を遵守した施設の維持管理、収集車等の安全運転の徹底及び施設周辺の除草作業等、周辺環境の整備を行う。</p> <p>③施設の老朽化等が進行する中で、大規模改修等の検討を行っていく。</p>	
⑪ 環境保全及び不法投棄対策	<p>(現状) 地球温暖化に起因する気候変動により異常気象や自然災害の頻度の増大し、生態系への悪影響等をおよぼしている可能性がある。 市内各種団体等によるボランティアによるごみ拾い等が実施されているが、ポイ捨て等の不法投棄が後を絶たない状況である。</p> <p>(課題) 地球温暖化に起因する気候変動により異常気象や自然災害の頻度の増大、生態系への悪影響等が考えられるため、温暖化防止の取組を推進していく必要がある。 ポイ捨て等の不法投棄が後を絶たないため、抑制及び防止対策に取り組む必要がある。 不法投棄を監視し、投棄者等への指導を強化する必要がある。</p>	<p>①地球温暖化防止キャンペーン及び地球温暖化防止講演会等の開催による啓発活動を実施する。</p> <p>②小中学校、事業所、一般家庭を対象にグリーンカーテンコンテスト、小学生を対象に「島をきれいにしよう」ポスターコンクールを実施する。</p> <p>③出前講座の開催や関係機関等と連携による環境教育等に取り組む。</p> <p>④島内一斉清掃や各種団体によるボランティア活動を推進していく。</p> <p>⑤委託事業者等によるパトロールを強化し、市民からの情報提供に対し早期の対応をするとともに、関係機関と連携し投棄者への指導を強化する。</p>	
⑫ 野犬対策の強化	<p>(現状) 長崎県動物の愛護及び管理に関する条例(R5.4.1)の制定に伴い、人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現に向けた取り組みが求められている。 野犬の目撃情報等が後を絶たない状況である。</p> <p>(課題) 市民・民間組織や団体等と協力し、野犬を増やさない環境づくりが必要である。 委託業務により実施している檻型捕獲器で捕獲できない事例が増えており、関係機関との連携による取組強化が必要である。 野犬の発生抑制につなげるため、畜犬登録、予防接種率の向上を推進する必要がある。</p>	<p>①野犬の発生を抑制するため、県条例を周知し、保健所と連携しながら不適切な飼養への指導、ボランティア団体との関係構築、必要な動物愛護・管理の啓発活動を実施する。</p> <p>②野犬の習性や生態を理解分析し、捕獲器での捕獲技術の向上を図る。</p> <p>③畜犬の登録義務及び狂犬病予防集合注射実施の周知徹底を図り、予防接種率の向上に努めていく。</p>	
⑬ リサイクルステーション回収方式の適正維持	<p>(現状) ごみ等の回収方法として公民館毎に設置しているリサイクルステーション回収方式により実施している。</p> <p>(課題) 不適正処理及び不法投棄を防止するためにも、リサイクルステーション回収方式を維持していく必要がある。 ごみ出し困難者等の対策として新たな取り組みが求められている。</p>	<p>①自治公民館のリサイクル推進委員を選任し、適正な分別指導及び監視の協力により現回収方式の維持推進を図る。</p> <p>②ごみ出し困難者等の対策として見守り、安否確認等、関係部局・関係機関と連携を図り、推進体制を整えていく。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	芦辺支所
課・支所名	芦辺支所（箱崎・那賀事務所含む）

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	4 人	7 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑭ 窓口業務の機能向上・接客マナーの向上	窓口業務の機能を十分に活用した住民サービスに努める必要がある。地域の総合窓口として、関係各課との連携を密に図り、正確で迅速な対応が求められている。	各課と緊密な連絡調整を図り、円滑な業務遂行に努める。正確で懇切丁寧な対応を心掛け、迅速で公平な接客に努める。	
⑮ 地域活動の活性化とまちづくり協議会の支援	少子高齢化が進み、地域の結びつきが薄れていく中、地域の課題も多種多様となっており、複雑化する地域課題やニーズに対応することが困難となっている。	地域からの相談や要望等を把握し、関係部署と連携のもと、行政情報の提供や支援を行い、課題解決を図る。また、まちづくり協議会の活動が活性化するよう地域担当職員と連携し支援を行う。	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	農林水産部・石田支所
部 局 長 名	松 嶋 要 次

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 農林課	14 人	2 人	16 人
2 家畜診療所	13 人	2 人	15 人
3 水産課	6 人	0 人	6 人
4 石田支所	3 人	2 人	5 人
計	36 人	6 人	42 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>○農林水産部の使命は、吉岐市の基幹産業である農業、漁業の振興であり、効率的且つ安定的な経営ができる環境整備や生産基盤の強化を行い、生産額の向上を図り、若者が定着できる持続可能な農林水産業を目指します。また、脱炭素の推進としてスマート農業や環境保全型農業、藻場の回復を図る磯焼け対策等に取り組みます。ハード面では長年の懸案事項であった海の玄関口である郷ノ浦港及び芦辺港のジェットフォイル用浮棧橋整備に伴う周辺駐車場等再編整備に取り組みます。</p> <p>＜主要事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農漁業者の後継者、担い手の確保・育成 ・スマート農業や環境保全型農業の推進 ・磯焼け対策など藻場の再生と資源回復の推進 ・郷ノ浦港ターミナル並びに芦辺港ターミナル駐車場等の再編整備 ・木田地区圃場整備事業の推進 <p>【組織面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内全体の仕事に目を向け、周りの職員のサポートもできる体制をつくる。 ・報告・連絡・相談を確実にし、諸問題解決について、迅速かつ的確に対応できる体制をつくる。 ・緊張感の中に、楽しく、明るく、やりがいを持って仕事ができる職場環境をつくる。
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署	
① 担い手対策の推進	農林課	
② 地域計画策定に伴う農地中間管理事業の推進		
③ 農作物の生産振興		
④ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の推進		
⑤ 有害鳥獣駆除対策の推進		
⑥ 日本型直接支払制度の推進		
⑦ 水利施設整備事業の推進（梅ノ木・当田ダム）		
⑧ 木田地区圃場整備事業の推進		
⑨ 農村地域防災減災事業の推進		
⑩ 出生子牛の事故率低下	家畜診療所	
⑪ 駆虫剤の普及		
⑫ 診療費の収納率向上		
⑬ 後継者・担い手の確保・育成	水産課	
⑭ 磯焼け対策（藻場の回復）の推進		
⑮ 資源管理・栽培漁業の推進		
⑯ 港湾整備の推進		
⑰ 郷ノ浦港ターミナル並びに芦辺港ターミナル駐車場等の再編整備		
⑱ 施設整備効果の早期発現と予算の適正な執行		
⑲ 港湾・漁港施設の適正な管理運営		
⑳ 「有人国境離島法」に基づく各種施策の推進		
㉑ 窓口業務の機能・接客マナーの向上		石田支所
㉒ 協働のまちづくりの推進及び支援		

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	農林水産部
課・支所名	農林課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
14 人	2 人	16 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 担い手対策の推進	農業従事者の高齢化、後継者不足等により、地域の担い手が減少傾向にあるため、認定農業者、集落営農組織(法人)等を中心とした担い手の育成・確保が必要となっている。	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者・集落営農組織の法人化、新規就農等の支援を図り、地域の担い手を育成・確保する。 新規認定農業者 5人 集落営農組織の法人化 1組織 新規就農者 3人	
② 地域計画策定に伴う農地中間管理事業の推進	人・農地プランの法定化に伴い、令和6年度末までに「地域計画」を策定する必要がある。 策定後は、農地所有者の貸付意向が地図上で「見える化」できることとなり、計画的に農地の利用集積が進むことから農地中間管理機構の役割は益々重要になることから、地域計画の実効性を一層高めるためにも、農地中間管理機構の体制の充実を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定める地域計画を策定するために地域での話し合いを進め、令和6年度末までに策定する。 地域計画策定 12地区 農地の有効利用及び効率化を推進するため、農地中間管理機構を通じ集積・集約化を図り、経営規模拡大による経営の安定化を図る。 農地中間管理機構を通じた集積 50ha 	
③ 農作物の生産振興	本市農業は米・肉用牛の基幹作目に施設園芸を加えた複合経営が主体である。特に米については米価が下落しており、肉用牛については高齢化による畜産農家の減少により頭数の減少が懸念される。 将来にわたり担い手不足による農業の衰退が懸念される中で、機械化が可能で少人数でも作業が可能な農業の推進を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 農家に対し施設整備や増頭に対する支援を行うことにより、農業振興を図り所得の向上を目指す。 施設園芸(アスパラ) 10a 繁殖雌牛導入 200頭 ばれいしょ(杏岐黄金) 8ha <ul style="list-style-type: none"> 農作業の省力化や環境への負荷の軽減を目的に、スマート農業の新技术の実証事業を展開する。 	
④ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業の推進	「有人国境離島法」に基づく地域社会維持推進交付金制度を推進し、地域農林業の振興を図る必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 輸送コスト支援事業の推進 雇用機会拡充事業の推進 採択された事業者のフォローアップに努める。 	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑤ 有害鳥獣駆除対策の推進	<p>各岐市猟友会協力のもと、イノシシ、カラス、タイワンリス、シカの駆除を実施しているが、特に、タイワンリスについては、令和2年度から専従捕獲員を配置したことで捕獲数は減少しているが、目撃情報が島内一円に拡大し、また、通信ケーブルにも相当の被害が出ており、引き続き、根絶を目指し、粘り強く捕獲し続けていく必要がある。</p>	<p>・近年、タイワンリスの捕獲数は減少しているが、通信ケーブルの被害が多数発生しているため、被害箇所を特定し、集中的に対応することで、捕獲数の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 45,024頭 ・令和3年度 27,519頭 ・令和4年度 20,192頭 ・令和5年度 18,418頭 ・令和6年度 25,000頭(目標) 	
⑥ 日本型直接支払制度の推進	<p>農業従事者の高齢化が進行し担い手が減少する中で、耕作放棄地が増加しており、地域が持つ多面的機能の低下が心配される状況である。今後は、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されるような地域住民を取り込んだ体制づくりが必要となっている。</p>	<p>・農地や農村環境の維持保全の観点から事業対象となる面積の維持を図り農村環境の保全に努める。</p> <p>多面的機能支払交付金対象農用地面積(維持・共同・長寿命化) 1,665ha(維持)</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金対象農用地面積 229ha(維持)</p> <p>中山間地域等直接支払交付金対象農用地面積 1,430ha+231ha(新規) =1,661ha(拡大)</p>	
⑦ 水利施設整備事業の推進(梅ノ木・当田ダム)	<p>各岐市畑総協議会は、芦辺土地改良区と郷ノ浦東部土地改良区における農業用水供給の維持管理を行っているが、整備後40年が経過し、施設の老朽化が著しく、早急な改修更新が求められている。平成30年度に国・県の補助による事業申請、整備更新計画の策定を完了している。令和元年度より団体営(改良区主体)による管路の改修を開始し、令和2年度からダム施設の改修を実施しているが、限られた予算による効果的な改修更新が求められる。</p>	<p>・(県営)県事業主体 梅ノ木ダム・当田ダム施設揚水機場及び水管橋、水管理システムの更新を行う。</p> <p>・(団体営)改良区事業主体 市経由の間接補助事業となる団体営事業であり、配水管の更新を行う。事業申請等の手続きを行い、事業内容の審査、助言、検査等を行う。</p>	
⑧ 木田地区圃場整備事業の推進	<p>平成31年4月に県営木田地区農地中間管理機構関連農地整備事業の採択を受け、概略設計及び換地原案を作成し、圃場整備組合を承継した木田土地改良区を設立した。</p> <p>令和3年度から基盤整備工事を着手しているが、換地作業における地元調整、関連工事となる河川、道路等の調整など課題を抱えている。</p> <p>また、全体事業費の不足に伴う計画変更を令和6年度に想定しているため、その計画変更に伴う営農計画の見直しも必要となる。</p>	<p>・令和6年度も継続して、圃場整備に併せて、関連する河川及び道路を同時に整備するため関係機関と調整を行う。また、令和5年度完了した圃場の一時利用指定も想定されることから、法人、改良区、県と連携しながら営農についても推進を図っていく。</p> <p>・営農計画の見直しについては、今後の法人の目指す体制にも繋がることから、県、農協、法人と密に協議を行い発展すべき方向性を探る。</p>	
⑨ 農村地域防災減災事業の推進	<p>ため池特措法(令和7年時限立法)の適用により、防災重点ため池のため池劣化状況評価(市)及び地震耐性調査(県)の早期完了が求められる。</p> <p>また、調査結果を元に今後ハード事業化のための予算措置を講じる必要がある。</p>	<p>・劣化状況評価において、令和3年度に堤体の診断を行った結果、和田ため池は改修工事が必要となったため、県営事業の新規採択に向け、法人、改良区、県と調整し事業推進を図り本年度事業計画書を作成する。</p> <p>また、令和6年度には2か所のため池劣化状況評価を行う。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	農林水産部
課・支所名	家畜診療所

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
13 人	2 人	15 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
⑩ 出生子牛の事故率低下	出生子牛の事故死(胎子死、新生子死、子牛虚弱症候群)を減らし、1頭でも多くの子牛生産に努め、事故率を下げる。	母牛の飼養管理及び分娩時の観察を指導徹底し、出生子牛の事故率を3%下げる。	
⑪ 駆虫剤の普及	病傷事故で多い子牛の腸炎予防のための駆虫剤投与は、多くの農家が実施しているが、まだ未投与の農家もある為、引続き駆虫剤の普及に努める。	農家への往診時及び機関紙を通して駆虫薬の普及活動に努め、普及率を3%上げる。	
⑫ 診療費の収納率向上	診療費の納付方法について、口座振替による納付をお願いをしていることから、残高不足等による未収が発生することが考えられる為、新たな未収金が発生しないよう徴収に努める。	口座振替が出来ていない農家の連絡の徹底、及び往診時に獣医師による納付のお願いをする。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	農林水産部
課・支所名	水産課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
6 人	0 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑬ 後継者・担い手の確保・育成	漁業就業者の減少や高齢化により漁村地域の活力が低下している。水産業を持続していくためには、漁業就業者の確保と地域を牽引する漁業者の育成を推進していく必要がある。	○各種事業制度により若年層の就漁、独立及び創業支援を行う。 ○漁業研修事業により漁業への就活、職場体験の場を提供する。 ○水産体験事業により児童、生徒、学生への漁業体験学習や移住希望者への講座、研修などを行う。 新規漁業就業者数目標 10人	
⑭ 磯焼け対策(藻場の回復)の推進	平成25年・28年の高水温、波浪等により多くの磯場から海藻が消失し、その後回復傾向にあったが、植食性動物の食害等の影響により、平成30年度までにほとんどの沿岸域で藻場が消失した。令和元年度より磯焼け対策について取り組みを進めているが、今後も、漁協、漁業者並びに関係機関との連携を図ることにより、効果的な植食性動物の駆除、海藻の増養殖を進め、早急に藻場の回復を図る必要がある。	○離島漁業再生支援交付金事業及び水産多面的機能発揮対策支援事業等により、漁業者自らが取り組む磯焼け対策に対して支援する。 磯焼け対策への取組 7集落 ○沓崎市磯焼け対策協議会を中心に植食性動物(イスズミ)の駆除、海藻の増養殖を進める。 イスズミ等駆除数 15,000尾 網等によるイスズミ対策 2箇所 ○Jブルークレジット認証申請を行うとともに販売を強化する。	
⑮ 資源管理・栽培漁業の推進	水産資源が減少しており、漁業者の所得の安定・向上を図るためにも、水産資源の維持・回復に積極的に取り組む必要がある。 また、養殖ウニの餌(海藻)が高騰しているため、実用化できる代替餌等が必要となっている。 一方、種苗生産等を担う沓岐地域栽培センターは、平成21年4月から稼働しているが、老朽化が著しく維持管理費が増大しているが、その財源確保が課題となっている。	○沓岐栽培センターの種苗生産を安定させるため、管理の徹底、施設環境の整備、生産技術研修などに取り組むとともに周辺海域の藻場の状況等を考慮した放流計画に基づく放流事業を支援する。 生産目標 アワビ 24.8万個 アカウニ 22.4万個 カサゴ 18万尾 ○国立大学、研究機関と連携し、焼酎粕等のウニの餌活用について特許取得を進め、実用化を目指すために、民間事業者と連携し試験養殖を行う。 ○地域栽培漁業推進基金を取崩し、種苗放流事業に活用する。また、沓岐栽培センターの機能保全計画を策定し、維持管理費としても活用できるよう県と協議を進める。	
⑯ 港湾整備の推進	県は、地元要望等による港湾整備計画に基づき施設整備を進めている。特に、郷ノ浦港においては、令和7年度の供用開始に向けたジェットfoil用浮桟橋の整備、勝本港においては、黒瀬地区の物揚場等整備が進められている。 市は、県と連携し地元及び関係機関等との十分な調整が必要である。	○郷ノ浦港のジェットfoil用浮桟橋の整備については、令和7年度の供用開始に向け、関係機関等と連携を図るとともに、市が施工するターミナルビルの改修、通路整備を施工する。 ○勝本港黒瀬地区の物揚場等整備については、市が施工する背後地の埋立を推進するとともに安定するまでの期間の管理を実施する。また、埋立後の施設整備計画については勝本浦部活性化推進協議会と連携し検討を進める。	
⑰ 郷ノ浦港ターミナル並びに芦辺港ターミナル駐車場等の再編整備	郷ノ浦港ジェットfoil用浮桟橋の整備に係るジェットfoil乗場の変更に伴い、ターミナル駐車場等の再編整備が必要である。 また、芦辺港ターミナル一元化に向けたジェットfoil用浮桟橋等の整備に伴い、ターミナル駐車場等の再編整備が必要である。	○郷ノ浦港ターミナルについては、令和2年度郷ノ浦港整備促進委員会より提出された整備の提言書に基づき、関係機関と協議を進めながら実施計画を立案する。 ○芦辺港ターミナルについては、令和4年度芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会より提出された整備の提言書に基づいた実施計画の実現に向け、関係機関と連携し、工事を進める。	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑱ 施設整備効果の早期発現と予算の適正な執行	管内の市営漁港の基本施設は完成しており、近年漁業者からより快適な漁港施設の利用を図るための付帯施設の整備が望まれている。併せて、漁港施設及び海岸保全施設の老朽化が進行しており、この対策が急務となっている。 また、市が施工するターミナルを含む港湾・県営漁港整備についても整備計画に基づき早急に進める必要がある。	○早期完成のため、以下の工事について、上半期(9月末)の契約率80%以上を目指す。 【当初予算計上】 ・母ヶ浦漁港(崎の尻地区)護岸修繕工事 ・箱崎前浦漁港(諸津地区)緊急自然災害防止対策工事 ・芦辺港ターミナル整備工事(4工区) ・芦辺港ターミナル整備工事(5工区) ・初山漁港(初瀬地区)漁村再生工事 ・箱崎前浦漁港海岸(恵美須地区)海岸メンテナンス工事 ・港湾施設(浮棧橋)修繕工事 ・郷ノ浦港ターミナル整備工事(屋外附帯) ・郷ノ浦港ターミナル整備工事(駐車場等)	
⑲ 港湾・漁港施設の適正な管理運営	市内全ての港湾・漁港施設の管理業務を行っており、利用者に対するサービスの向上と適正な対応が必要とされている。また、施設の補修等については安全の確保ため早急な対応が求められている。	○施設の維持管理に従事する業者とは連絡調整を密にし、状況について適時確認する。 ○苦情等に対しては、真摯かつ迅速に対応する。 ○施設の損傷については、適切な判断を行い、補修が必要な場合は、早急に対応する。	
⑳ 「有人国境離島法」に基づく各種施策の推進	離島地域は、海上輸送費など販売・生産面で不利な条件を抱えている。自立的かつ継続的な本市の水産業を形成するためには、経済的負担の軽減を図るとともに、漁業収益の向上を図る必要がある。	平成29年4月1日から施行された「有人国境離島法」に基づく以下の施策を推進する。 ○輸送コスト支援事業 ○雇用機会拡充事業 漁村支援交付金 新規4件 社会維持推進交付金 新規1件	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	石田支所
課 ・ 支 所 名	石田支所

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	2 人	5 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 窓口業務の機能・接客マナーの向上	地域との身近な窓口として、迅速かつ適正・公平な住民サービスに努める必要がある。また、総合窓口として、関係各課との連絡・連携を図りながら正確かつ円滑な対応が求められている。	○窓口業務システムの機能を十分に活用し、窓口での待ち時間を減らす。各課と緊密な連携調整に努め、業務に関する情報の共有化を図り円滑に業務を遂行する。 ○多岐に渡る業務を取り扱ううえで、どの体制であっても業務が滞りなく遂行できるよう知識を習得し、班内においても連携を図る。その体制確立のもと、公平・迅速かつ親切丁寧な接客に努める。	
② 協働のまちづくりの推進及び支援	人口減少に伴う少子高齢化が進み、地域の結びつきや担い手不足等、地域の課題やニーズも多様化している。自助・共助・公助を基本とした行政の関わり方が重要となっている。	○行政情報の提供並びに住民や団体等からの相談や要望等を取りまとめ、担当部署と連携を図りながら、支援体制の充実を図る。 ○地域の課題に則した協働のまちづくり活動を進めるため、まちづくり協議会の設立及び活動が活発に行えるよう地域担当職員のサポートを行う。	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	建設部・勝本支所
部 局 長 名	平 本 善 広

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 建設課	16 人	2 人	18 人
2 上下水道課	11 人	3 人	14 人
3 勝本支所	3 人	2 人	5 人
計	30 人	7 人	37 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】 建設部は、市民生活に欠かすことのできない社会基盤並びに生活基盤である、公共諸施設(道路・河川・公園・公営住宅・水道・下水道等)などについて、誰もが安全に利用し、安心して暮らせる社会環境の向上を目指し、これら施設自体の長寿命化のための整備と適切な維持管理に取り組みます。 また、工事費等のコスト縮減に努め、財政負担の平準化を図るとともに、第2四半期までの発注に努め、事業効果の早期発現を目指します。</p> <p>【組織面】 ○日頃からコミュニケーションを十分にとり、報告・連絡・相談を確実にできる職場環境を整え、諸課題を早期に解決できる体制を目指します。 ○職員の自発性を尊重し、職員各自がスキルアップして専門性を高め、意欲向上と部内活性化を目指します。 ○市民からの要望（補修・漏水など）に対し、迅速に対応する組織体制を目指します。 ○支所及び事務所は、地域の総合窓口としての機能を十分に発揮し、市民への行政サービスの向上に努めます。</p>

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 公共工事（維持工事を含む）の早期発注	建設課
② 事業用地ストックの確保	
③ 市道維持管理体制の確立及び平準化	
④ 沓崎市景観計画の推進	
⑤ 市営住宅改善事業等の計画的な推進及び収納率の向上	
⑥ 市有建築物の設計指導及び市が建設する施設の監督及び指導の実施	
⑦ 水道事業の経営健全化の推進	上下水道課
⑧ 水道事業における民間活力導入による事業運営	
⑨ 水道水の安定供給の推進	
⑩ 下水道等の普及促進	
⑪ 下水道事業の経営健全化の推進	
⑫ 使用料等の収納率向上対策の推進	
⑬ 窓口業務の迅速かつ適切な対応	勝本支所
⑭ 協働のまちづくりの推進	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	建設部
課・支所名	建設課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
16 人	2 人	18 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 公共工事(維持工事を 含む)の早期発注	当初予算計上の事業実施箇所については、地域からの要望、通学路点検、個別施設維持管理計画に基づく定期点検の結果、早急な整備が必要であると判断した箇所である。また、島内建設業の安定した経営状況や従業員の雇用確保の面からも、公共工事の早期発注が求められている。	・建設課(土木班)所管の当初予算分について、改良工事後の着工となる舗装工事や、出水期、農繁期を避ける等発注時期の調整が必要となる工事を除き、公表した発注予定一覧を基本とし、件数ベースで第1四半期までに80%、第2四半期までに100%の発注に努める。	
② 事業用地ストックの確保	事業に必要な用地取得については、次年度事業に遅れが生じないように先行取得に努めている。しかしながら、経年等のため、地権者死亡による相続登記が未実施であったり、所有者が島外在住である用地が多く、用地交渉、事務手続きに時間を要している。	・公共工事の早期発注の観点から、次年度の事業予定区間について、用地ストックの確保のため、今年度中の100%取得に努める。	
③ 市道維持管理体制の確立及び平準化	市道認定路線は3,919路線、総延長は約1,337kmにも及び、地元からの要望は多種多様であり、破損個所の報告も多数寄せられている。限られた予算の範囲で迅速かつ適切な対応が求められるが、職員のマンパワーも不足となっており、要望事項に対する対応の遅れや対応方針の相違等も指摘されている。	・地元要望は、令和5年度は653件提出されており、限られた予算の範囲内で、公平公正な対応を行う事が重要なため、予算を執行する中で、担当者相互の情報共有を図り、年間を通じて迅速な対応が出来るように努める。 ・予算の執行状況等を確認しながら、要望に対する優先順位を設定し、90%以上の対応を行っていく。	
④ 苓崎市景観計画の推進	平成27年7月1日付けで苓崎市景観条例施行規則を策定しており、該当行為に関する届け出を受け付けている。 【令和5年度実績】 行為届出書(民間等) 9件 行為通知書(公共団体) 7件	・苓崎市の景観を後世に残すためには、市民、事業者、行政が協働で守り育てることが必要である。届出(通知)漏れがないように周知を図り、景観に配慮した行為となるよう事前相談の段階で細かく確認を行い、「勧告書」、「設計変更命令書」発出数ゼロを目標とする。	
⑤ 市営住宅改善事業等の計画的な推進及び収納率の向上	市営住宅の管理戸数は768戸であり、平成29年度に長寿命化計画の見直しを行った。これに伴い市営住宅の改善事業等の実施に計画的に取り組む必要がある。	・改善事業等の実施については、新規・改善・用途廃止ともに入居者との調整を行いながら計画的に事業を進める。 また、住宅使用料等の収納についても引き続き収納率の向上に努める。 収納率 R5見込 住宅 99% 駐車場 99% R6目標 住宅 100% 駐車場 100%	
⑥ 市有建築物の設計指導及び市が建設する施設の監督及び指導の実施	設計及び工事監理を業務委託している。	・市の営繕に関し、所管課からの依頼に対し指導助言等を行う。 ・市が発注する建築工事等に関し、設計業務及び工事監理業務に対する指導及び設計監理等を行う。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	建設部
課・支所名	上下水道課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
11 人	3 人	14 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑦ 水道事業の経営健全化の推進	水道事業の運営は、地方公営企業法第17条の2第2項の「地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」独立採算の原則によるが、現状は一般会計からの基準外繰り出し無しには経営の見通しが立たない状況である。 安全な水を将来に渡り安定的に供給するために、適切な資産の管理・更新計画、財源を確保するためコスト縮減、水道料金の最適化が必要となる。 合併後は消費税改正による料金改定しか行っていない。令和6年4月から下水料統一方針で当面の水道料改定は行わないこととしている。	・平成30年度に策定したアセットマネジメント及び令和4年度に整備した水道資産台帳を基に、料金最適化の基礎資料として、将来にわたって安定的な経営を可能とするため、水道事業の基盤強化及び持続可能な水道事業に資することができる料金の改定が必要であり、社会情勢も勘案しつつ改定内容・改定時期等の検討を行う。	
⑧ 水道事業における民間活力導入による事業運営	平成30年度より実施している、高度な専門知識を有する民間業者へ3年契約の浄水場維持管理業務委託は本年度で3回目の契約となり、日常メンテナンスの精度向上により、浄水生成過程での重大な故障事象等の発生を抑制出来ており、また施設の長寿命化にも貢献している。	・浄水場維持管理業務を委託することで、民間活力を導入し、経年劣化等による故障前の補修対応し、長寿命化・コスト削減を図るため、毎月の定例報告会等情報交換を密に行い状況把握に努める。	
⑨ 水道水の安定供給の推進	本市は、小規模な集落が散在しており、水道の配管網は各家庭の引込管を除き644kmにも及び整備後50年以上経過した施設もあり、全域的に経年劣化が進み、更新需要の増大が見込まれている。 また漏水による経済損失は多額で、特に漏水時の水不足には甚大なダメージに繋がる恐れがあるため、漏水対策が喫緊の課題であり平成24年度から専門業者による漏水調査を実施しているが成果は漏水拡大を防ぐに留まっている。	・配管の漏水は頻発路線を優先的に布設替等を実施し、有収率の向上及び経費削減を図る。また、丸田水源の活用、配水池等施設の統合も検討に含めた水道施設整備計画を策定する。 令和4年度の有収率65.12%を上回ることを目標とする。	
⑩ 下水道等の普及促進	本市の令和4年度末の汚水処理人口普及率は、54.4%で県全体の83.2%に比べ著しく低い状況である。 環境基本法により、汚水処理の普及促進が言われている中、普及率の向上を図る必要がある。	・地域の実態に応じた生活排水処理施設の設置を推進し、普及率の向上を図る。特に、公共下水道区域・漁業集落排水整備区域は独立採算性が求められるため、回覧、市報及びケーブルテレビ等による広報活動に加え個別推進を行い、前年度以上の加入率(水洗化率)向上を図る。 汚水処理人口普及率目標55%	
⑪ 下水道事業の経営健全化の推進	令和6年度から公共下水道と漁業集落排水の下水道使用料の統一を行ったことにより市内下水道使用料の不均衡は解消できたが、一般会計からの基準外繰り出し無しには経営の見通しが立たない状況であり、適切な資産の管理・更新計画、財源を確保するためコスト縮減、下水道使用料の最適化が必要となる。	・下水処理施設統合(恵比寿を芦辺に統合)を推進する。 ・下水道使用料の統一により公共下水道の使用料は増額となっており、またすぐに使用料を上げることは難しいが、社会情勢も勘案しつつ改定内容・改定時期等の検討を行う。	
⑫ 使用料等の収納率向上対策の推進	水道料金及び下水道使用料は事業運営の根幹を成すものであり、収納率の向上のための未収金対策は重要な課題である。 また上水会計では貸倒引当金として計上され、事業運営に支障を来す要因ともなるため、受益者負担の原則に基づき、公平公正に対応する必要がある。	・毎月の督促・年4回の催告、更に電話による納付要請や個別訪問徴収等及び水道給水停止等の取り組みを強化する。収納率は前年度以上を目標とし、滞納分については滞納額が膨らまないよう現年度の確実な収納に努める。また、収納が見込めないものについては整理に努める。 R5水道料金収納率 現年分 97.18% 滞繰分 13.60% 合計 85.72%	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	勝本支所
課・支所名	勝本支所・湯本事務所

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	2 人	5 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑬ 窓口業務の迅速かつ適切な対応	支所・事務所は各課と緊密な連絡調整を取り、円滑な行政運営を図り、迅速で公平かつ柔らかな接客サービスが求められている。 各課宛の書類受付に限らず、住基・戸籍関連・国保・介護・年金、福祉全般、税務などの、審査・進達・収納等、取り扱う業務が多岐に渡っている。 収納業務について、納付書送付直後及び納期限日に納付者が急激に増加する。	・親切丁寧な電話対応を行う。 ・正確で懇切丁寧な対応に心掛け、迅速で公平な接客に努める。 ・支所・事務所と各課は緊密な連絡調整を図る。 ・窓口での待ち時間を減らすため、全職員がすべての業務に対応できるようジョブローテーションを行うなど、個々のスキルアップを図る。 ・納付者が増加しても収納誤りがないよう特段の注意を払うとともにミスがないような体制を整える。	
⑭ 協働のまちづくりの推進	少子高齢化が進み、地域の結びつきや担い手不足等、地域の抱える課題やニーズも多様化しており、行政の関わりが重要となってきている。 魅力あふれる地域を持続していくため「まちづくり協議会」の活性化が必要となっている。	・行政情報の提供、地域からの相談や要望等を取りまとめ、担当部署と連携しながら情報共有を図り、協働のまちづくりを目指し、支援体制を強化する。 ・勝本町内3地区の、まちづくり協議会活発に活動できるよう、地域担当職員とともにサポートを行う。	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	議会事務局
部 局 長 名	村田 靖

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 議会事務局	3 人	1 人	4 人
計	3 人	1 人	4 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】 議会は、条例の制定・改廃、予算を定めるなどの議決事件について、十分に論議を尽くすという本質的な役割、並びに行政を監視し、行政の執行が適切になされているかどうかをチェックする役割、及び政策を立案し提案していくという役割がある。吉岐市議会基本条例により、その役割がより明確にされている。議会事務局は議会がこれらの役割を果たすための補佐機能を担っている。</p> <p>【組織面】 (1) 議会事務局の使命は、議会と執行側、そして市民との架け橋になり、議会の権能が十分発揮できるよう議会の庶務に従事し議長はじめ、議員を補佐しながら、目配り・気配り・心配りのできる事務局を目指します。 (2) 議員だけでなく、市民を意識した議会運営に取り組みます。</p>
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 議会と執行部との効率的な議会運営	議会事務局
② 市民に開かれた議会活動の情報発信	
③	
④	
⑤	
⑥	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	議会事務局
課・支所名	議会事務局

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	1 人	4 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
① 議会と執行部との効率的な議会運営	<p>【現状】 定例会の会期を1月から12月までの通年とし、議会活動が行われている。議会事務局は、議会の補助機関として、議会の活性化、充実を心掛けて議会運営に取り組んでいる。</p> <p>【課題】 ・議会事務局職員の専門性を高め、議会からの要請等に対して、的確に対応できる体制づくりに務める必要がある。 ・本会議・各委員会等において活発な議論ができる環境整備への支援に取り組む必要がある。</p>	<p>【目標達成水準】 議会基本条例に基づき市民を代表する議決機関として活動できるよう本会議及び委員会等の円滑かつ効果的な議会運営をサポートする。 議会運営で生じた課題等に対する的確に対応・処理する。</p> <p>【手段】 ・円滑かつ効率的な議会運営に心を配り、どのような事態にも臨機応変に対応ができるよう、事例等を調査・研究し、議会事務局職員の専門性を高める。 ・議会と執行部との懸け橋となるよう連絡・調整に取り組む。 ・職員のスキルアップのため議会事務局職員研修会に参加する。 ・本会議開催後に職員間で振り返りの場を設けて、業務の改善や対応力の向上に取り組む。</p>	
② 市民に開かれた議会活動の情報発信	<p>【現状】 市民の議会への関心を高めるため、香岐市ケーブルテレビ・香岐FMによる議会中継、広報紙「議会だより」等の広報活動や情報発信の充実を図っている。</p> <p>【課題】 議会活動について市民へ情報公開・情報発信をわかりやすく行う必要がある。</p>	<p>【目標達成水準】 市民に分かりやすい開かれた議会を目指し、広報広聴の取り組みの充実をサポートする。</p> <p>【手段】 ・市議会ホームページを適時更新しながら、議会情報の周知を行う。 ・議会だよりの発行 年4回 ・市内団体または市民との意見交換会を開催する。 ・放送機器の適正な維持管理を行い市民に分かりやすい議会中継に取り組む。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	監査委員事務局
部 局 長 名	古賀 和恵

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 監査委員事務局	2 人	0 人	2 人
計	2 人	0 人	2 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>「「岐阜市監査基準」及び令和6年度年間監査計画に基づき、監査委員が効果的・効率的な監査を実施できるよう補助を行う。</p> <p>厳しい財政状況の中で、市の行財政運営が、「最少の経費で最大の効果を挙げているか」を主眼に、公正で合理的かつ効率的に行われているかを監査することにより、その健全性と透明性を確保し、もって住民福祉の増進と市政への信頼確保に努める。</p> <p>【組織面】</p> <p>事務局職員は、職責を十分に認識し、コンプライアンスを強く意識するとともに、自己研鑽を積まなければならない。このため、常に市政の現状を把握し、監査委員が効率的に監査を実施できるよう、監査計画、事前準備、監査資料の収集と分析、監査後の事務処理を通して、監査委員の円滑な職務遂行を補助する。</p>
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 監査事務の適正な実施	監査委員事務局
② 監査結果に対する是正・改善状況の検証	
③ 監査結果等の市民への情報提供	
④ 監査知識の専門性の向上	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	監査委員事務局
課・支所名	監査委員事務局

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
2 人	0 人	2 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
① 監査事務の適正な実施	<p>【現状】 「沓崎市監査基準」を遵守し、効果的な監査を遂行することが重要である。事務局として、監査委員が有効な監査を実施できるよう、職務遂行を適切に補佐する。</p> <p>【課題】 財務に関する事務の正確性、合规性の観点に加え、 経済性 (Economy) 効率性 (Efficiency) 有効性 (Effectiveness) の、いわゆる 3E の視点による、適正な監査を実施する必要がある。</p>	<p>沓崎市監査基準及び令和6年度年間監査計画に基づき、以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例月現金出納検査 (毎月下旬) ・ 決算審査 [一般会計、特別会計、公営企業会計、基金運用状況、財政健全化等] (6月下旬～7月上旬) 意見書の作成 (7月～8月) ・ 定期監査 (前期11月、後期2月) <p>それぞれの監査において、各部局の業務内容を把握し、資料の収集及びその確認・分析、監査後のまとめ等を通して、監査の効率化に資する。</p>	
② 監査結果に対する是正・改善状況の検証	<p>【現状】 監査結果等を分析し、是正又は改善を要する事項について研究し、効果的な業務改善を推進することが重要である。</p> <p>【課題】 監査結果が事務事業の改善、適正化に資するよう、是正又は改善を要する事項がある部局においては、その改善(再発防止)策や措置を講じた内容について、監査委員に報告を求める。 類似指摘等の再発を防止するため効果的な取組が必要である。</p>	<p>業務の改善に資するため、監査結果に対する措置の状況について、報告を求める。</p> <p>また、是正又は改善を要する事項について、その根本的な原因を分析し、必要な助言を適切に行う。</p> <p>指摘・指導等の事案については市の組織全体に発信し共有することにより自己点検を促し、実効性の高い監査等に取り組む。</p>	
③ 監査結果等の市民への情報提供	<p>【現状】 監査には、結果等の公表により、住民の地方行政への知識と信頼を深め、住民自治を強化する役割がある。 監査結果及び措置を講じた内容の公表のあり方については、さらなる充実が求められている。</p> <p>【課題】 監査の用語は専門的であるため、市掲示版、ホームページにて公表を行う場合は、市民に分かりやすい内容となるよう努める必要がある。</p>	<p>市民ニーズに対応し、分かりやすい監査等とするため、監査の結果及び措置の状況等の情報は、市民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めるとともに、市掲示板及びホームページに速やかに公表を行う。</p>	
④ 監査知識の専門性の向上	<p>【現状】 厳しい社会情勢の中、自治体が健全で適正な業務執行を担保するため、監査機能の充実・強化がますます必要となっている。</p> <p>【課題】 行財政運営の多様化・複雑化に対応しながら、3Eの視点による効果的な監査を実施することができるよう、職員の専門性を高める取組が必要である。</p>	<p>監査に関する各種情報を職員間で共有し知識の蓄積を図るとともに、各種研修に積極的に参加し監査知識の向上を図る。</p> <p>各種会議を通じて他市町の監査手法、報告書の作成等の情報収集に努め、監査の専門性を高める。</p> <p>また、要綱・マニュアル等の整備を進め、基準に基づいた有効な監査の実現に努める。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	農業委員会事務局
部 局 長 名	竹 藤 浩 二

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 農業委員会事務局	3 人	0 人	3 人
計	3 人	0 人	3 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>農業委員会は、農業委員会法で位置付けられた法律に基づく業務を担っている。 また、改正農業委員会法の施行により、農地利用の最適化の推進が農業委員会の必須業務に位置付けられ、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・再生」、「新規参入の促進」の取り組みと成果が求められており、これまで以上に農地利用の最適化業務の促進を行う。</p> <p>【組織面】</p> <p>新たな農業委員会制度が施行され、昨年3度目の農業委員と農地利用最適化推進委員の改選が行われ今年度で2年目を迎える。 農業委員19名と農地利用最適化推進委員39名、計58名の委員が現場で具体的かつ効率的な業務が果たせるように研修や相談活動を通じて、農業委員・農地利用最適化推進委員の補助を行う。</p>
--

● 組織目標（※ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 農地集積・集約化活動	農業委員会事務局
② 遊休農地の解消活動	
③ 農業者年金加入推進活動	
④ 情報提供活動	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	農業委員会事務局
課・支所名	農業委員会事務局

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
3 人	0 人	3 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 農地集積・集約化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、担い手への農地の集積・集約化が待ったなしの状況である。 ・優良農地の適正利用を図るため、地域の中心的な経営体へ農地利用集積・集約化を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理事業推進チーム会と連携を図り、沓崎市農地流動化の期間満了によるものや高齢の耕作者や後継者がいない場合には、極力、農地中間管理機構による農地集積・集約を行う。 <p>R6 農地集積目標17.9ha</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの将来の農地の在り方について、農林課の求めに応じて「現況地図」を作成し、また農業者より収集した出し手・受け手の意向を基に農地の集団化の範囲を落とし込み、「目標地図」の素案を作成する。 	
② 遊休農地の解消活動	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年7月から9月にかけて実施している「農地利用状況調査」において1筆毎の現地調査を行っているが、その中で遊休農地又は遊休化のおそれがある農地が、年々増加傾向にある。 ・遊休農地は、景観を損ねるだけでなく、害虫等の発生により周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがあるので解消する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地と判断された農地について、所有者等に利用意向把握を行っている。その中で貸し借りを仲介する「農地中間管理事業」を利用すると回答があった農地について、受け手との利用調整活動を農林課と担当委員と個別に相談対応を行って解消を図る。 <p>R6 遊休農地解消面積17.6ha</p> <p>また、活かすべき農地を明確にするため、農地の非農地判断・通知を計画的に行う。</p>	
③ 農業者年金加入推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者のための公的年金「農業者年金」に加入して、安心して豊かな老後生活を送ることができるように農業者年金制度の普及や加入推進を行っている。 ・更に加入者を増やすために加入資格周知等による効果的な加入推進を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者を増やすために農業者年金制度について市報により周知する。 ・加入推進名簿を更新して、認定農業者や新規就農者に年金制度のパンフレットを配付し加入推進部長と戸別訪問を行い加入推進を行う。 <p>R6 新規加入者の確保2人</p>	
④ 情報提供活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の経営と暮らしを応援する情報提供の取り組みとして全国農業新聞の普及活動を行っている。 ・更に購読者を増やすために、効果的な普及活動を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・購読者を増やすために認定農業者、新規就農者などの担い手や農地法第3条申請者、農業者年金加入者等に普及活動を行う。 <p>R6 新規購読部数 10部</p>	

令和 6 年度 部局行動目標

部局名	会計課
部局長名	篠崎 昭子

● 部局の組織構成

部署名（各課・支所）	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 会計課	5 人	1 人	6 人
計	5 人	1 人	6 人

※「フルタイム」：フルタイム会計年度任用職員

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】 関係法令並びに市の条例及び規則に基づき、効率的かつ正確な会計処理審査と市民の共有財産である公金の安全で確実な管理に努めることにより信頼のおける会計事務を執行する。</p> <p>【組織面】 ・職員が個々のスキルを高め、正確かつ迅速に職務を遂行する組織づくりを目指す。 ・情報共有を円滑に行い、互いにフォローしあえる職場環境づくりを目指す。</p>

● 組織目標（※ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 歳計伝票審査体制の確立と適正な会計事務の推進	会計課
② 計画的かつ効率的な支払事務の実施	
③ 公金の安全かつ効率的な運用	
④ 会計事務の効率化と経費節減	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	会計課
課・支所名	会計課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
5 人	1 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 歳計伝票審査体制の確立と適正な会計事務の推進	<p>【現状】 収入・支出に関する執行手続きが、法令等に基づき適正に行われているか審査を行っている。また、財務会計システムを活用し支払遅延防止に取り組んでいる。</p> <p>【課題】 厳正な審査を行うため職員のスキルアップが求められる。また、伝票の誤起票や提出遅れは、支払遅延につながることから各課会計事務担当者の会計事務の知識を高め、正確性の向上を図る必要がある。</p>	<p>統一した基準で審査を行うため、課内で情報共有を行い、誤った執行を防ぐ体制づくりに取り組む。</p> <p>定期的なジョブローテーションを実施し、全員が会計業務全般を理解するとともに問題に対する解決力を強化する。</p> <p>各部署における事務処理の正確性を高めるため、会計事務研修会を開催し、職員の事務処理能力を高める。</p>	
② 計画的かつ効率的な支払事務の実施	<p>【現状】 資金管理を円滑に行うため、各課からの高額収入・支出情報をもとに資金計画を立てるとともに支払日の固定化に取り組んでいる。</p> <p>【課題】 特に支払いが集中する時期の資金管理が課題となっている。計画的かつ効率的に支払い事務を実施し、円滑な資金管理を行う必要がある。</p>	<p>資金収支計画の精度を上げるため定期的に各課へ高額収入・支出見込みの提出を促す。</p> <p>支出は支払方法別に支払日(曜日)固定を定着させ、円滑な資金管理と事務処理の効率化を図る。</p> <p>火・金曜日 口座払い 水曜日 納付書払い 木曜日 データ払い</p>	
③ 公金の安全かつ効率的な運用	<p>【現状】 公金の安全で確実な運用により収益の確保を行っている。</p> <p>【課題】 自主財源を確保するため、さらに効率的な運用により収益の確保に努めなければならない。</p>	<p>金利等の動向を注視し、定期預金及び債券購入等、安全かつ有利な運用に努める。</p>	
④ 会計事務の効率化と経費節減	<p>【現状】 指定金融機関等の公金取扱業務に関する有料化及び業務見直しにより、経費、事務量がともに増加している。</p> <p>【課題】 事務の効率化と経費節減のため事務処理の見直しを行う必要がある。</p>	<p>支出伝票の枚数や納付書払いの削減を推進し、事務の効率化と振込手数料の節減に取り組む。</p> <p>年末調整事務の省力化に向けて担当部署との協議を行う。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標

部 局 名	消防本部
部 局 長 名	山 川 康

● 部局の組織構成

部 署 名 (各 課 ・ 支 所)	職 員 数		
	正 規	フルタイム	計
1 総務課	7 人	0 人	7 人
2 警防課	1 人	0 人	1 人
3 予防課	2 人	0 人	2 人
4 消防署	51 人	0 人	51 人
5 消防長	1 人	0 人	1 人
計	62 人	0 人	62 人

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】</p> <p>市民の生命・身体及び財産を火災から保護、水火災又は地震等の災害の防除、被害の軽減、災害等による傷病者の適切な搬送の使命を果たすべく、火災予防の徹底、消防団との協調、応急手当の普及に努める。</p> <p>【組織面】</p> <p>多種多様化する災害事象及び市民の声に即対応しうる組織の強化を図る。</p>
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 職場環境における職員の質の向上と安全管理の徹底	総務課
② 消防団員の負担軽減及び入団促進	
③ 消防団との協調	警防課
④ 担当区制度の充実	
⑤ 防火査察の実施	予防課
⑥ 住宅火災を防止する	
⑦ 消防力の充実強化と安全管理の徹底	消防署
⑧ 救急救命講習の充実	
⑨ 山林火災の予防対策	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	消防本部
課・支所名	総務課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
7 人	0 人	7 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
① 職場環境における職員の質の向上と安全管理の徹底	(現状) 昨年職員によるハラスメント事案が発生した。又、災害現場等における公務災害が発生している。 (課題) 職員が安心して職務に取り組める体制が必要である。又、災害現場等における安全管理の徹底が必要である。	職員研修や相談窓口を積極的に利用するよう促し、ハラスメントが起きない職場環境を目指す。又、近年、救急件数が増加傾向にあり、現場活動における安全管理を徹底するには、日頃から災害現場を想定した訓練を積み重ねることが重要である。目標として、公務災害0を目指す。令和5年救急出動件数1,992件(過去最多)	
② 消防団員の負担軽減及び入団促進	(現状) 団員数は年々減少傾向にある。又、新型コロナウイルス感染症が第5類へ移行し、感染防止対策が緩和されたことにより、香岐市操法大会が開催されることとなった。 (課題) 訓練やイベント等多数の催しに参加することで、消防団員へ過度の負担がかかっている状況である。	市民皆さんに消防団を身近なものとして知ってもらうため、イベントでのポスター配布、消防団員広報用DVDを映し出し、消防団への理解と入団促進に努める。また、通常の訓練においても過度の負担がかからない内容に努める。 消防団員数 平成17年5月1,054人(発足時) 令和6年4月795人	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	消防本部
課・支所名	警防課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
1 人	0 人	1 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
③ 消防団との協調	(現状) 消防本部と消防団は、それぞれ独立した組織である。 (課題) 災害現場においては、少数の消防本部と消防団が協調することで充実した現場活動を図ることができる。	全団員を対象とした訓練、研修会を実施して、安全、円滑な現場活動に努める。 現場を想定しての合同訓練を各地区実施する。 ポンプ操法大会に向けて積極的に指導を行う。	
④ 担当区制度の充実	(現状) 現場の地理状況の把握が困難である。 (課題) 地図上で、道路狭隘箇所や現場活動時支障となる現状の把握は困難であり、現場調査を行い職員間で情報を共有する必要がある。	担当区域を定め、地水利、道路網等について、職員が実際に調査を行い実態把握に努め、職員間で情報の共有を図る。	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	消防本部
課・支所名	予防課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
2 人	0 人	2 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中 間 ・ 年 度 末)
⑤ 防火査察の実施	<p>(現状)管内に防火対象物980施設、危険物施設155施設を有している。</p> <p>(課題)少数職員による全施設の把握が困難な状況にある。また、消防設備の老朽化に伴い、設備の不良が増加している。資材価格の高騰により、設備改修も思うように進んでいない。</p>	<p>査察規程に則り、火災による被害が大きいと予想される特定防火対象物及び危険物施設の老朽施設について、昨年比1割増80件の査察を目標とする。</p>	
⑥ 住宅火災を防止する	<p>(現状)死者の発生する火災の多くは、夜間就寝中の住宅火災であり、60歳以上が6割を占めている。</p> <p>(課題)市内においても高齢化が進み、身体機能の衰えと共に家庭環境も単独生活をせざるを得ない状況にある。</p>	<p>毎月マスメディアを活用した広報及びイベントを通じ住宅用火災警報器の設置維持管理について普及促進を図る。火災予防運動期間を捉え独居高齢者宅防火訪問を行う。</p>	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	消防本部
課・支所名	消防署

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
51 人	0 人	51 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑦ 消防力の充実強化と安全管理の徹底	(現状) 火災救助等現場経験の少ない職員が多い。 (課題) 現場での消防力の低下が危惧される。また、現場での安全管理に不安を感じる。 職員数62名 平均年齢36歳	現場を想定した総合訓練を実施することにより、消防力の向上を図り、現場での事故ゼロを目標とする。	
⑧ 救急救命講習の充実	(現状) 救命率を向上するためには市民の協力が必要である。 (課題) 救急現場において、「命のリレー」を達成するには、バイスタンダーの存在は必要不可欠である。	バイスタンダーとなりうる、市民(各種団体、自主防災組織、職場)への救急救命講習受講の推進を図る。 出前講座を活用する。	
⑨ 山林火災の予防対策	(現状) 猛暑期、渇水期に野焼きやしくり焼きに関する山林火災が頻発している。 (課題) 火災が頻発している場合の対応を検討する必要がある。	時期を見計らい、FM告知放送、ケーブルテレビ等を活用して、広く市民に広報を行う。 令和5年中の火災件数35件	

令和 6 年度 部局行動目標

部局名	教育委員会
部局長名	目良 顕 隆

● 部局の組織構成

部署名（各課・支所）		職員数		
		正 規	フルタイム	計
1 教育総務課	総務班	7 人	2 人	9 人
	学校給食センター	2 人	0 人	2 人
	幼稚園（8園）	16 人	8 人	24 人
2 学校教育課	学校教育班	6 人	0 人	6 人
3 社会教育課	生涯学習班（施設管理者含む）	7 人	17 人	24 人
	文化ホール	1 人	4 人	5 人
	文化財班	4 人	1 人	5 人
計		43 人	32 人	75 人

● 部局の基本方針（ビジョン）

<p>【施策面】 「苓崎市教育大綱」に基づく6つの努力目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ①豊かな人間性と確かな学力を身につけた子どもを育てる学校教育の実現 ②郷土を愛し学ぶ姿勢を育てる生涯学習の推進 ③差別や偏見を決して許さない人権教育・同和教育の推進 ④生命尊重の意識と社会規範を身につけた健全な青少年の育成 ⑤豊かな郷土文化の振興と文化財愛護思想の啓発 ⑥健康で活力ある心と体を育てる体育・スポーツの振興 <p>【組織面】</p> <p>『豊かな人間性を基盤に、誠実で創意に満ちた教育』を苓崎市教育のキーワードとし、人づくり・学校づくり・地域づくりの実現に向けて、教育委員会職員は共に行動する。</p>
--

● 組織目標（※ ここに掲げた項目が、業績評価の「組織目標」となります。）

重点事項タイトル（施策レベル）	所管部署
① 全ての児童生徒が安全で安心して学べる教育環境の整備	教育総務課 (給食センター) (幼稚園)
② 中学校規模適正化後の環境整備	
③ 幼稚園の教育・保育環境の充実	
④ 離島留学制度の充実	
⑤ 安全・安心な学校給食の提供	
⑥ 学力の向上	学校教育課
⑦ 複式教育の充実	
⑧ 特別支援教育の推進	
⑨ 児童生徒及び教職員の健康安全の保持	
⑩ 教職員の資質向上	
⑪ 学校・地域の連携	
⑫ 生涯学習の推進	社会教育課 (文化ホール)
⑬ 人権尊重に基づいた人権学習の推進	
⑭ 次代を担う青少年の健全育成	
⑮ 生涯スポーツの推進	
⑯ 心豊かな人を育む芸術文化の創造	
⑰ 三世代交流の拡充	
⑱ 文化財保護と活用	
⑲ 文化財調査の推進	
⑳ 文化遺産・文化財施設の適正管理及び公開	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	教育委員会
課・支 所 名	教育総務課（幼稚園・学校給食センター）

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
25 人	10 人	35 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
① 全ての児童生徒が安全 で安心して学べる教育 環境の整備	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設は全ての児童生徒の学習の場及び地域住民の避難場所として安全性の確保は極めて重要である。 ・小中学校の校舎等については耐震補強工事は完了しているが老朽化が進んでいる。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の改修工事や空調設備の設置など年次計画的に実施していく必要がある。 ・今後も、児童生徒の安全確保に直接関わる必要な工事を優先して取り組んで行く必要がある。 	<p>【目標達成水準】 (校舎等改修工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 盈科小学校特別教室空調設備設置工事 ② 石田小学校特別教室空調設備設置工事 ③ 盈科小学校屋内運動場照明設備等改修工事 ④ 郷ノ浦中学校屋上防水等改修工事 ⑤ 勝本中学校屋内運動場照明設備等改修工事 ⑥ 石田中学校屋内運動場照明設備等改修工事 ⑦ 郷ノ浦中学校特別教室空調設備設置工事 ⑧ 勝本中学校特別教室空調設備設置工事 ⑨ 芦辺中学校特別教室空調設備設置工事 ⑩ 石田中学校特別教室空調設備設置工事 <p>(その他工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 郷ノ浦幼稚園外壁等改修工事 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記工事を予定内に完了させる。 ・工事進捗管理を徹底し工期内完了に努める。 ・学校行事の妨げとならないよう、工事期間を検討する。 	
② 中学校規模適正化後の 環境整備	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校における通学の手段は、スクールバス・タクシー14ルート・ボート1ルートを導入している。 ・運行については「効率的かつ安全」な運行に努めている。 ・旧芦辺中学校プール棟については利活用されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールバスの運行開始から14年が経過しており、対象区域、距離の問題、運行ルートなどの再検討が必要である。 ・統廃合となった学校の校舎等の利活用について随時検討を行う必要がある。 	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の人数や居住区域の変動について検証を行いバス停やルートの変更を行う。 ・スクールバス・ボートの安全な運行。 ・芦辺中学校校舎跡地等の利活用。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携しスクールバス・ボートの利用者を把握しルートの変更等を行う。 ・運行(航)業者に対し、運転手の健康管理や安全運転義務について指導する。 ・廃校舎等の利活用に向けて、周知や募集を行う。 	
③ 幼稚園の教育・保育環 境の充実	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども子育て支援制度に基づき幼稚園教育・保育環境の充実と、園児たちが安全で、安心して教育・保育を受けることのできる環境づくりが必要である。 ・「苓岐市子ども・子育て会議」の答申に基づき、平成31年4月に幼保連携型認定こども園が開設されたが、今後も幼稚園教育・保育の充実を図るため、その他の園の統合等についても進めて行く必要がある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や地域の実情など課題もあり関係機関と連携し、今年度も保護者に対し説明会を実施していく必要がある。 	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回保護者説明会で、保護者から出された意見、要望を参考に統廃合に向けた方針を決定し、再度保護者等への説明会を実施する。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回保護者説明会で保護者から出された意見、要望について検討し、教育委員会としての方針を決定する。 ・幼保連携型や幼稚園型認定こども園の移行について、関係機関と協議する。 	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
④ 離島留学制度の充実	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に、いきっこ留学制度の見直しを行い、問題点について改善策を策定し、対策を実施し、結果を取りまとめHPに公表している。 令和6年度のいきっこ留学生の受け入れは、新たに4名の留学生を受け入れ、継続する留学生を含め28名となった。(しま親留学10名、孫戻し留学4名、親子留学14名) <p>【課題】</p> <p>今後も留学生やしま親の支援を引き続き行っていくが、今年度受け入れ数が減っており、次年度以降の受け入れについても募集時期等を含め検討が必要。</p>	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学生が安心して留学生活を送れるよう支援する。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> R6年度より「いきっこ留学制度」について「宕岐市いきっこ留学制度運営委員会」及び「いきっこ留学実施協議会」を設置し、制度の運用を行っていく部分と、事務全般を行う部分に分けて留学制度の運用を進めて行く。 留学生やしま親に対する定期的な訪問調査を行い、充実した留学生活を送れる環境整備に務める。 	
⑤ 安全・安心な学校給食の提供	<p>【現状】</p> <p>宕岐市の学校給食では、食中毒は発生はしていないが、異物混入は時折発生しており、昨年は金属片混入という事案が発生した。下処理時の確認及び除去の徹底、並びに衛生面に細心の注意を払う必要がある。</p> <p>【課題】</p> <p>食材の地場産品の使用を推進しているが、気象状況により計画的な納入が出来ていない。可能な限り農海産物の地産地消を目指す。</p>	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理意識を徹底し、異物混入を防止する。異物混入R5 15件 → R6 0件を目指す。 食中毒の防止や食物アレルギーへの対応を徹底する。目標 0件 食材の地産地消の促進(県内産割合70%・宕岐産割合50%)を目指す。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理作業前に入念な身支度の徹底、洗浄時、裁断時、調理時それぞれの作業段階での目視確認の徹底を図る。 食物アレルギー対策として、学校等との情報共有を図り、安心して食べられる給食を提供する。 関係機関と献立を含め協議し、地場産品の利用を推進する。 	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	教育委員会
課・支所名	学校教育課

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
6 人	0 人	6 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑥ 学力の向上	<p>【現状】 昨年度4月に実施された全国学力・学習状況調査及び長崎県学力調査の結果は平均を下回ったが、壱岐市の現状を考えると、小学校においては、取組の一定の成果により、差が拡大することを防いでいると捉えられる。一方中学校においては、改善に向けた更なる取組が求められる。 ・「体験的な活動を取り入れた問題解決的学習過程モデル(第五版)」を拠り所とした各学校の授業改善は、学校訪問指導や公募制校内研究支援事業により、授業力向上が着実に進んできた。 ・英語指導力向上事業やエンジョイ・イングリッシュ等により、外国語教育力の充実につながってきた。 ・壱岐市小・中学校GIGAスクール構想の3年目の目標である「一人一台端末に効果的に使うこと」が全体として推進された。</p> <p>【課題】 ・各種研修会の工夫改善や学校訪問指導の効果的運用を行うことで、学校を支援し、成果に繋げていくこと。</p>	<p>【目標達成水準】 ・全国学力・学習状況調査及び長崎県学力調査において、小学校・中学校ともに、全国及び県の平均との差を改善する。</p> <p>【手段】 ・「体験的な活動を取り入れた問題解決的学習過程モデル(第五版)」を拠り所とし、授業を共有する各学校の授業改善を後押しする。 ・児童生徒の学びの姿に焦点を当てた「授業分析シート」を活用し、学びの質を高める。 ・全小・中学校を学校訪問し、教科等指導員による教職員一人一人の個別指導を実施する。 ・公募制校内研究支援事業により、校内研究の推進支援にあたる。 ・研究主任研修会等の実施により、校内研究組織の活性化を図る。 ・管理職員に対し、定例研修会時に校内研究による授業改善の具体化について継続指導をする。 ・英語指導力向上事業やエンジョイ・イングリッシュ等の取組により、外国語教育力の向上を図る。 ・一人一台端末の積極的な活用を推進する。</p>	
⑦ 複式教育の充実	<p>【現状】 ・小学校18校中11校が複式学級を有している。</p> <p>【課題】 ・一人の担任が2学年を同時に指導するので、片方の学年に直接指導ができない時間が生じる。その対応のため、人的支援が必要である。</p>	<p>【目標達成水準】 ・複式学級を有する小学校に対して、きめ細かな指導を行うための人的支援を100%にする。</p> <p>【手段】 ・複式学級を有する全ての学校に市独自の「学校支援教職員」または、県の「複式支援等非常勤講師」等を配置し、複数教師の連携による指導体制の充実を図る。</p>	
⑧ 特別支援教育の推進	<p>【現状】 ・特別な支援を必要とする児童生徒が各学校に複数在籍している。</p> <p>【課題】 ・特別支援教育支援員の人材を確保するとともに、その資質向上を図ること。</p>	<p>【目標達成水準】 ・特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校に「特別支援教育支援員」を100%配置する。 ・特別支援教育の研修を受講した教職員の割合を100%にする。</p> <p>【手段】 ・人材を確保し、特別な支援が必要な児童生徒が在籍する全学校に「特別支援教育支援員」を配置する。 ・特別支援教育の研修会を開催し、教職員を計画的に受講させる。 ・指導教諭の配置を生かし、各小・中学校の教職員に対して、特別支援教育に関する指導・助言を行い、個々の指導力向上を図る。</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑨ 児童生徒及び教職員の健康安全の保持	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度、不登校児童生徒は、29名である。 ・昨年度、重篤ないじめ事案は0件である。 ・昨年度、児童生徒の重篤な事故は1件である。 ・昨年度、時間外勤務が年間360時間超の教職員が118人である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が安心して学ぶ場を保障すること。 ・教職員の働き方改革をさらに推進すること。 	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な教育支援がなされない不登校児童生徒を「0」にする。 ・重篤ないじめ事案を「0」にする。 ・児童生徒の重大な事故を「0」にする。 ・時間外勤務が年間360時間超の教職員を「60人以下」にする。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援教室「太陽」やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の関係機関との連携を効果的に行う。 ・定例校長研修会及び定例教頭研修会において、具体的な指導を継続的に行う。 ・ICT機器等を有効活用する。 	
⑩ 教職員の資質向上	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の大量退職に伴い、新規採用者及び新任の管理職員が増加している。 ・教員に若年層とベテラン層の二極化が進み、中間層の底上げが必要である。 ・昨年度は、不祥事・体罰ともに発生件数は0件であった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ステージに応じてスキルアップを図っていく必要がある。 ・特に男女を問わず能力のあるミドルリーダーを育成していく必要がある。 	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用教員の指導力向上と、新任管理職員の資質を高める。 ・ミドルリーダーの育成を図る。 ・不祥事「0」・体罰「0」 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初任者研修の実施により、基礎的な学習指導力や生徒指導力を身に付けさせる。 ・新補管理職継続研修や定例の校長研修会や教頭研修会での指導により、管理職員の資質向上を図る。 ・各種主任等の研修(教務主任・研究主任・保健主事等)を行う。 ・服務規律の取組を計画的に実施させる。 	
⑪ 学校・地域の連携	<p>【達成状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を設置した学校は昨年度同様18校である。地域と共に子ども達を育てていく体制づくりは、ほぼ市内全体に広がっている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会が、課題解決的・建設的・前向きな効果的運営により充実していくこと。 	<p>【目標達成水準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会を設置する学校を今年度19校に増やす。 <p>【手段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の設置予定をしている学校を支援し、地域と連携・協働して子ども達の成長を支える学校づくりを進めるよう後押しする。 	

令和 6 年度 部局行動目標 個別シート

部 局 名	教育委員会
課・支所名	社会教育課（生涯学習班・文化財班）

職 員 数		
正 規	フルタイム	計
12 人	22 人	34 人

● 組織目標・取組内容・達成状況

重点事項タイトル (施策レベル)	現 状 と 課 題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間 ・ 年度末)
⑫ 生涯学習の推進	<p>(現状) 少子・高齢化が進み、学習活動や地域づくり活動が困難な状況になってきている。</p> <p>(課題) 市民の自発的な学習活動を支援していくための多様な学習機会や学習活動の場の提供、指導者の発掘・育成に努めるとともに、学習活動の場となる施設の維持・整備と提供内容の充実を図る必要がある。</p>	<p>①地区公民館の施設を中心とした学びの機会の提供 ②公民館連絡協議会事業の推進・支援 ③各岐市公民館大会の開催及び各岐市地域婦人会研究大会の開催支援 ④ながさき県民大学連携事業等に関する学習情報の提供 ⑤生涯学習施設や図書館の充実</p> <p>【中央公民館教室】 40教室 600人 (R5:31教室 472人) 【地区公民館教室】 40教室 500人 (R5:30教室 465人) 【公民館大会の満足度】 目標:80%以上 (アンケート調査実施)</p>	
⑬ 人権尊重に基づいた人権学習の推進	<p>(現状) 人権に対する正しい認識がなく、結果的に人権を侵害している場合がある。</p> <p>(課題) 人権教育啓発の推進にあたっては、正しい情報と知識の習得、指導者の知識・技術のスキルアップ、地域の実態に即した学習の開発・提供が求められる。</p>	<p>①各種研修会への積極的な参加による指導者の資質向上 ②人権指導者を活用した、講座・教室等の学習機会の拡大 ③人権を学ぶ人権フェスティバルや研修会の開催</p> <p>【人権フェスティバル参加者数】 210人 (R5:185人)</p>	
⑭ 次代を担う青少年の健全育成	<p>(現状) 仕事の多様化や少子化により少人数家族が増え、子ども達の地域とのつながりが希薄になっている。</p> <p>(課題) 核家族化や少子化など、子育てや家庭教育を支える環境が変化する中、青少年を健全に育成するためには、家庭、学校、地域社会のつながりを深め、それぞれが子育ての役割を果たしていくことが求められている。</p>	<p>①青少年団体、関係機関と連携による危険個所の見回りや防犯パトロール 【活動回数】 6回 ②立ち入り調査の実施 【立入店舗数】 22店舗 ③「ココロねっこ運動」の推進 ④「地域子ども教室」「地域未来塾」の展開 【地域こども教室増加数】 2団体 【地域未来塾実施地域】 (※R6新規事業) 4地域 ⑤体験・交流事業の実施 【実施数】 1回(うきは市)</p>	
⑮ 生涯スポーツの推進	<p>(現状) 各町に社会体育施設が整備されているが、屋外施設において風害、塩害等で修理が必要である。 少年スポーツにおいては、練習及び試合数の増加等で、活動の過熱化が問題視されている。</p> <p>(課題) 施設整備の改善に努め、利用環境の整備が必要である。また、人材を育成し、成長に見合ったスポーツの普及に努めるとともに、年代を問わず生涯にわたってスポーツに向き合える環境整備が求められる。</p>	<p>①スポーツ指導者、スポーツリーダーの育成 ②全世代にわたる社会体育、スポーツ団体の育成と活動の活性化のための諸施策の実施 ③スポーツ大会や教室等の開催 ④中学校部活動の地域移行の推進</p> <p>【スポーツ推進委員の教室】 20回 (R5:10回)</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑯ 心豊かな人を育む芸術文化の創造	<p>(現状) 青年層の文化活動等の感心が薄れてきている中、既存の文化・美術団体等の高齢化により組織が衰退しており、各種文化継承等の機会が失われつつある。</p> <p>(課題) 人々の価値観が多様化する中で、市民の芸術への鑑賞、参加機会の創出や美術活動を普及・促進するためにも、古い文化活動等を継承する仕組みづくりや新たな文化・芸術等の受入れも考慮しながら、不易と流行を精査し取り組む必要がある。</p>	<p>①優れた芸術文化に触れる機会や活動と交流の場の提供(文化庁事業の活用) ②文化団体の育成と活動支援 ③中学校部活動の地域移行の推進</p> <p>【国民文化祭プレ大会の満足度】 目標：80%以上 (アンケート調査実施)</p>	
⑰ 三世代交流の拡充	<p>(現状) 現代の高齢者は、サロン等に参加している方が年々多くなっており、健康維持にも大きく貢献している。その一方で、高齢者の社会教育参加活動については世代間交流事業のみと内容は乏しい状況である。</p> <p>(課題) 高齢者の学習機会拡充については、サロン等の既存事業や老人クラブ活動等への参加も多いことから、世代間交流により、高齢者と子どもたち等が交流できる場を提供できるよう取り組む。</p>	<p>①世代間交流をはじめとした高齢者と子どもたちとの交流事業の展開</p> <p>【交流事業の実施】 目標：1回/年・各町 三世代交流ゲートボール大会</p>	
⑱ 文化財保護と活用	<p>▼文化財保護 (現状) 国・県・市が指定または登録した文化財の多くは、その所有者により管理されているが、経年による劣化や管理者の高齢化により管理不十分となる可能性がある。</p> <p>(課題) 貴重な文化財を後世へ継承するため、確実な保護を行っていくことが求められている。</p> <p>▼文化財の活用 (現状) 発掘調査により出土した遺物は更なる調査研究の資料として、一支国博物館や原の辻ガイダンスで展示公開を行っている。</p> <p>(課題) 沓岐の魅力を経史的観点からも島外に向けて情報発信を行うことにより、沓岐への来島を促すことが必要である。</p>	<p>▼文化財保護 ①所有(管理)者による指定文化財等の適正管理 ②適切な保存処理による恒久的な保存</p> <p>▼文化財の活用 ①指定管理者や観光部署と連携した歴史文化の魅力の効果的な情報発信 ②考古資料等の積極的な展示公開と速報展や講演会等での効果的な活用</p> <p>【展示公開(常設展示資料入替等)】 ・4回/年(一支国博物館) ・3回/年(原の辻ガイダンス) 【講座の実施回数と参加者数】 ・2回 ・参加者数：100人</p>	
⑲ 文化財調査の推進	<p>(現状) 沓岐市内には多くの埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が散在している。これらの遺跡は様々な開発や自然災害等の影響により、き損や消滅の可能性がある。また新たな文化財が発見されることも考えられる。</p> <p>(課題) 貴重な歴史遺産を通じて、沓岐の歴史をひも解くために調査を行い、貴重なものについては保存し後世に継承するとともに、止むを得ず失われていくものについては記録保存していくことが必要である。</p>	<p>①発掘調査の実施と出土遺物等の調査研究 1)車出遺跡群(郷ノ浦町) 2)百合畑古墳群(勝本町) 3)勝本城跡(勝本町) ②出土遺物の保存修理及び再調査 ③調査報告書の作成と関係機関への周知</p> <p>【保存修理(原の辻遺跡出土品)】 計7点 【再整理成果報告展示会の入場者数】 2,000人 【沓岐市文化財調査報告書の刊行】 3種類</p>	

重点事項タイトル (施策レベル)	現状と課題	具体的な取組内容 (目標達成水準・手段)	目標達成(進捗)状況 (中間・年度末)
⑳ 文化遺産・文化財施設の 適正管理及び公開	<p>(現状) これまで保存・整備された文化遺産や文化財施設は、多くの市民や島外からの来館者に見学や体験を通じて香岐市の歴史的魅力を発信している。</p> <p>(課題) 文化遺産、文化財施設は時代の変化に合った整備や適正な管理を行っていく必要がある。また、文化財施設については経年劣化により老朽化が進行している。</p>	<p>①所管施設の定期的な自主点検による適正管理及び活用 ②香岐風土記の丘の収藏品整理と適正管理及び今後の活用策の検討 ③松永記念館の再整備に向けての各種取組</p> <p>【入場者数】 1) 原の辻遺跡公園(含ガイドス) 45,000人 (R5: 42,055人) 2) 松永安左工門記念館 3,000人 (R5: 2,435人)</p>	